

令和7年度 第1回 土岐川庄内川流域委員会
【庄内川水系河川整備計画の点検】

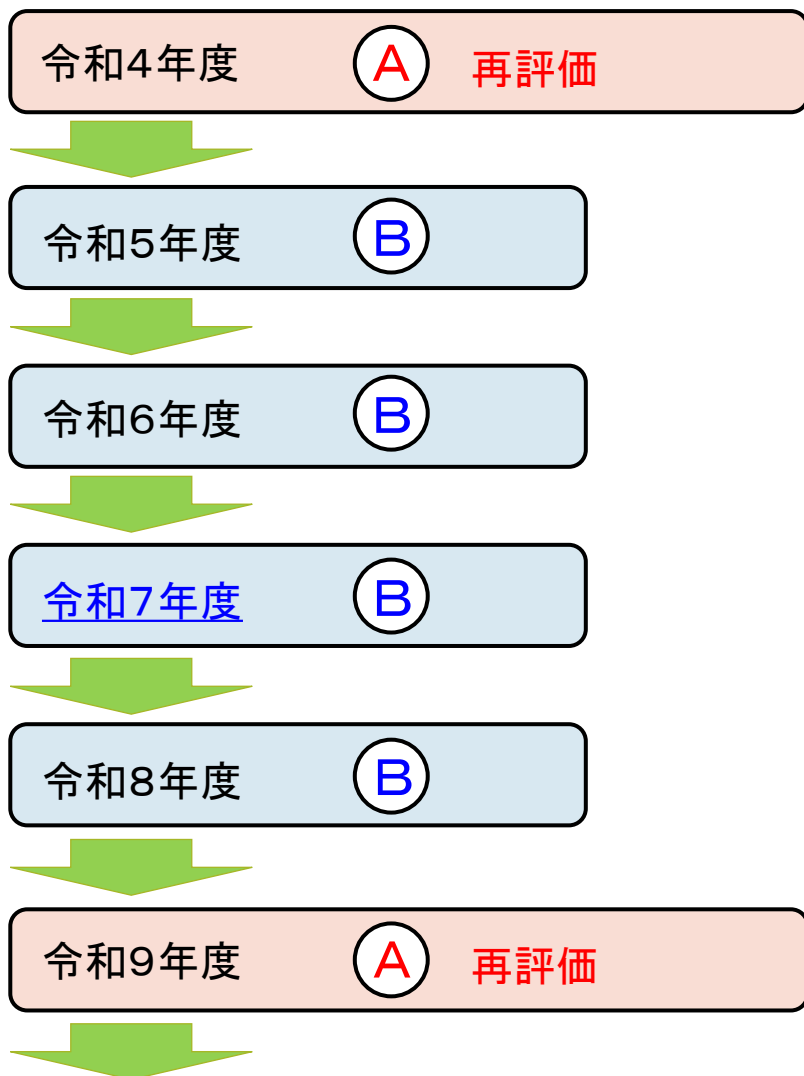
令和8年2月19日
国土交通省 中部地方整備局
庄内川河川事務所

1. 河川整備計画の点検について	3
2. 事業の進捗状況(治水・環境)	8
3. 事業の見通し(治水・環境)	21
4. 事業の進捗状況(河川・ダム)の維持管理)	26

1. 河川整備計画の点検について

1. 河川整備計画の点検について

- 原則として、河川整備計画の点検は毎年実施し、再評価を実施する5年に1回の年は、全項目を点検報告。(A)
○その他の年は、事業の進捗状況等を報告することとしており、今年度は「事業の進捗状況」「事業進捗の見通し」を報告。(B)



	<p>1. 流域の社会情勢の変化 (A)</p> <ul style="list-style-type: none">・土地利用の変化・人口・資産の変化・近年の災害発生状況 等
	<p>2. 地域の意向</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の要望事項等
(B)	<p>3. 事業の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none">・事業中箇所進捗状況・河川の維持に関する事項 等 <p>4. 事業進捗の見通し</p> <ul style="list-style-type: none">・当面の段階的整備の予定 等
	<p>5. 河川整備に関する新たな視点</p>
	<p>6. 点検結果</p> <ul style="list-style-type: none">・点検結果のまとめ・今後の進め方

1. 河川整備計画の点検について 庄内川水系河川整備計画の概要

○「庄内川水系河川整備基本方針」は、河川法の3つの目的※が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づいて平成17年11月に策定。

○「庄内川水系河川整備計画」は、河川法第16条の二に基づき、庄内川水系河川整備基本方針に沿って、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画として平成20年3月に策定。

※河川法の3つの目的:「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止」、「河川の適正利用と流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」

【計画対象区間】

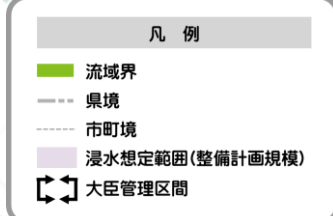
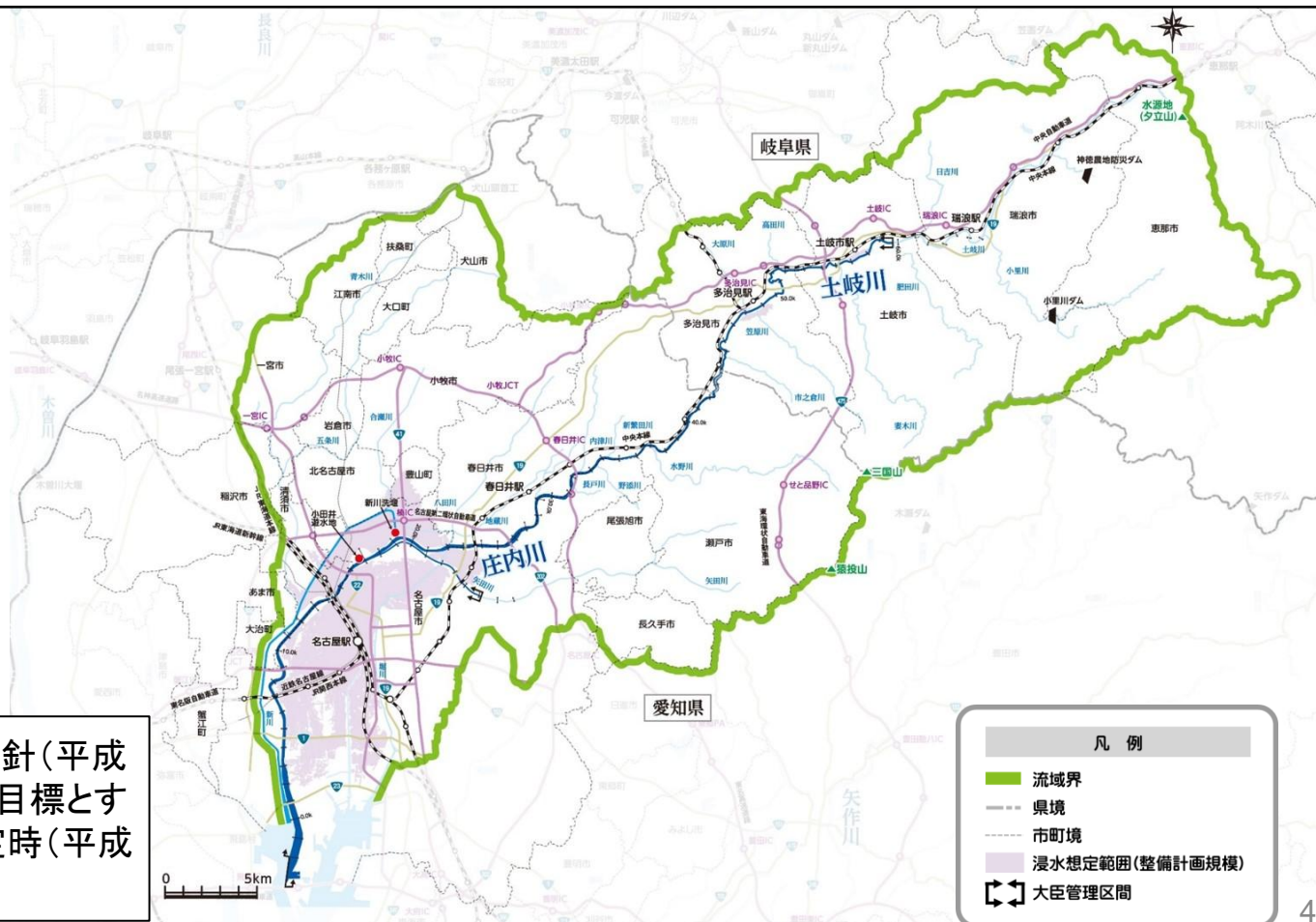
河川名	区間延長(km)
庄内川	62.5
矢田川	7.0
八田川※1	4.5
小里川※2	2.6
猿爪川※2	1.8
新田川※2	0.6

※1 平成20年4月に愛知県へ移管

※2 小里川ダム管理区間として直轄編入

【計画対象期間】

本計画は、庄内川水系河川整備基本方針(平成17年11月)に基づいた当面の河川整備を目標とするものであり、その対象期間は、計画策定時(平成20年3月)より概ね30年間である。

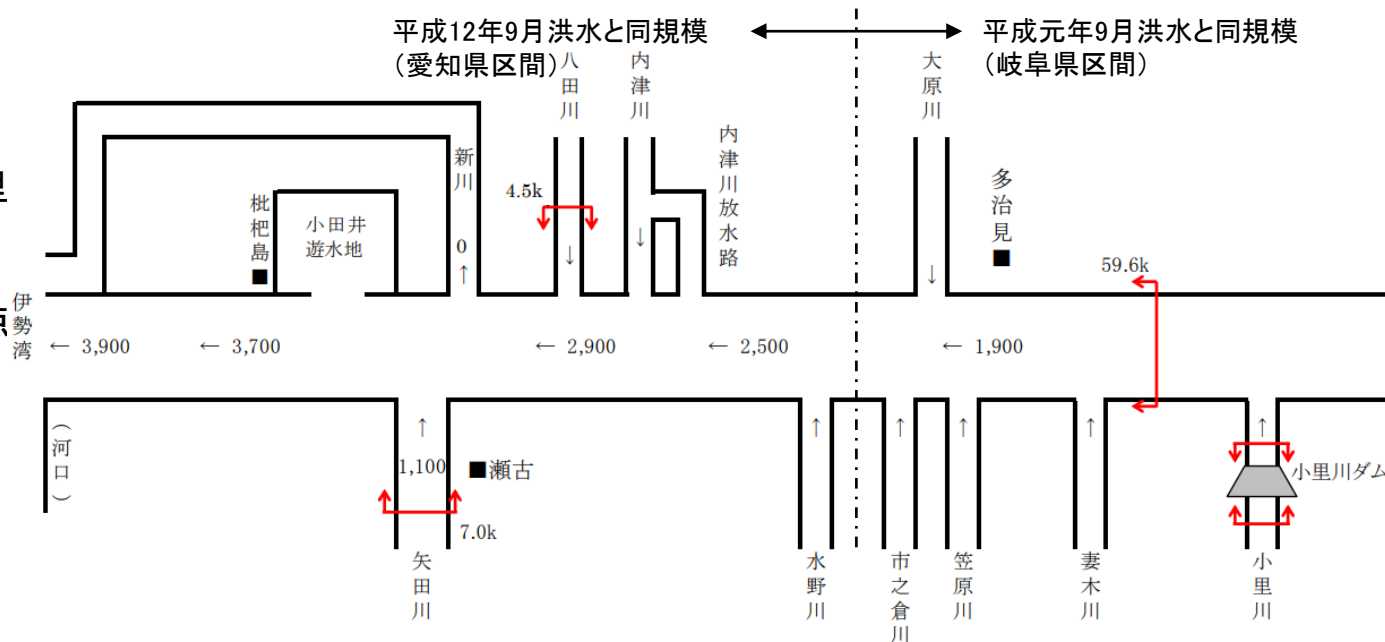


1. 河川整備計画の点検について 庄内川水系河川整備計画の概要

【洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標】

河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的整備等も含めて総合的に勘案し、**観測史上最大の洪水となった平成12年9月東海豪雨(愛知県区間)及び平成元年9月洪水(岐阜県区間)と同規模の洪水が発生しても、破堤等による甚大な被害を防止するとともに内水被害の軽減を図る。**

河川整備計画において目標とする流量は、下流基準地点枇杷島においてそのピーク流量を $3,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち小里川ダム、小田井遊水地等の洪水調節施設により $200\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。上流基準地点多治見において、そのピーク流量を $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の小里川ダムにより $200\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とする



河川整備計画の目標とする平成12年9月東海豪雨規模の洪水時には、新川洗堰による庄内川から新川への越流量 $0\text{m}^3/\text{s}$ とするが、東海豪雨を上回る規模の洪水が発生した場合には、新川洗堰から新川に越流する。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標】

1. 河川水の適正な利用
2. 流水の正常な機能の維持

水利用や多様な動植物の生息、生育環境の保全、河川水質の保全等の流水の正常な機能を維持するための流量(枇杷島地点概ね $5\text{m}^3/\text{s}$)を確保する。

【河川環境の整備と保全に関する目標】

1. 人と河川との豊かなふれあいの確保
2. 良好な自然環境の保全、再生
3. 良好な景観の維持、形成
4. 水質の保全

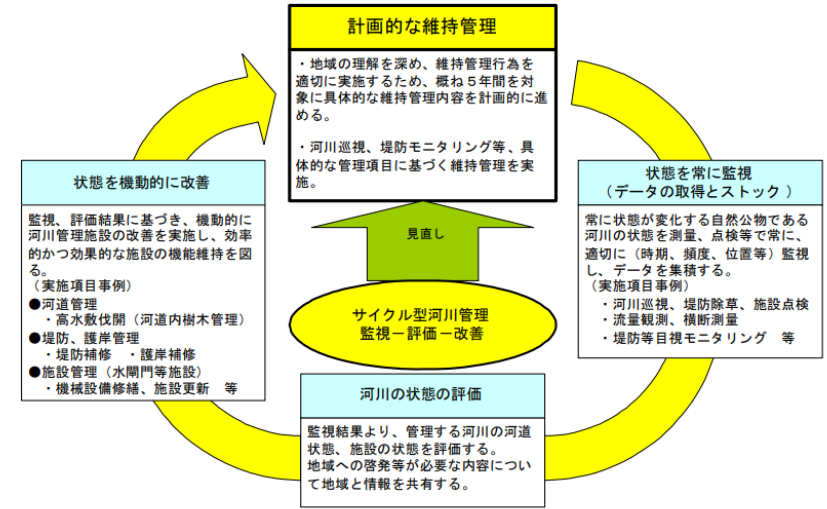
1. 河川整備計画の点検について 庄内川水系河川整備計画の概要

【河川の維持に関する事項】

河川整備計画では、河川維持に係る項目として、河川の維持の目的、種類及びその施行箇所に関する基本的な事項を定めており、庄内川の河川特性を踏まえた維持管理計画を作成し維持管理を実施する。

1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
3. 河川環境の整備と保全に関する事項

維持管理計画の作成にあたっては、「河川の状態変化の監視」→「状態の評価」→「評価結果に基づく計画の見直し」を一連サイクルとしたサイクル型維持管理を前提とし適切に維持管理を実施する。



サイクル型維持管理のイメージ図

【(参考)河川維持管理目標】<庄内川河川維持管理計画より>

河川維持管理目標とは、河道及び河川管理施設を維持管理すべき水準であり、時間の経過や洪水・地震等の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、これを適確に把握して必要な対策を行うために設ける。

<河川維持管理目標>

1. 河道の流下能力の維持
2. 施設の機能維持
3. 河川区域等の適正な利用
4. 河川環境の整備と保全

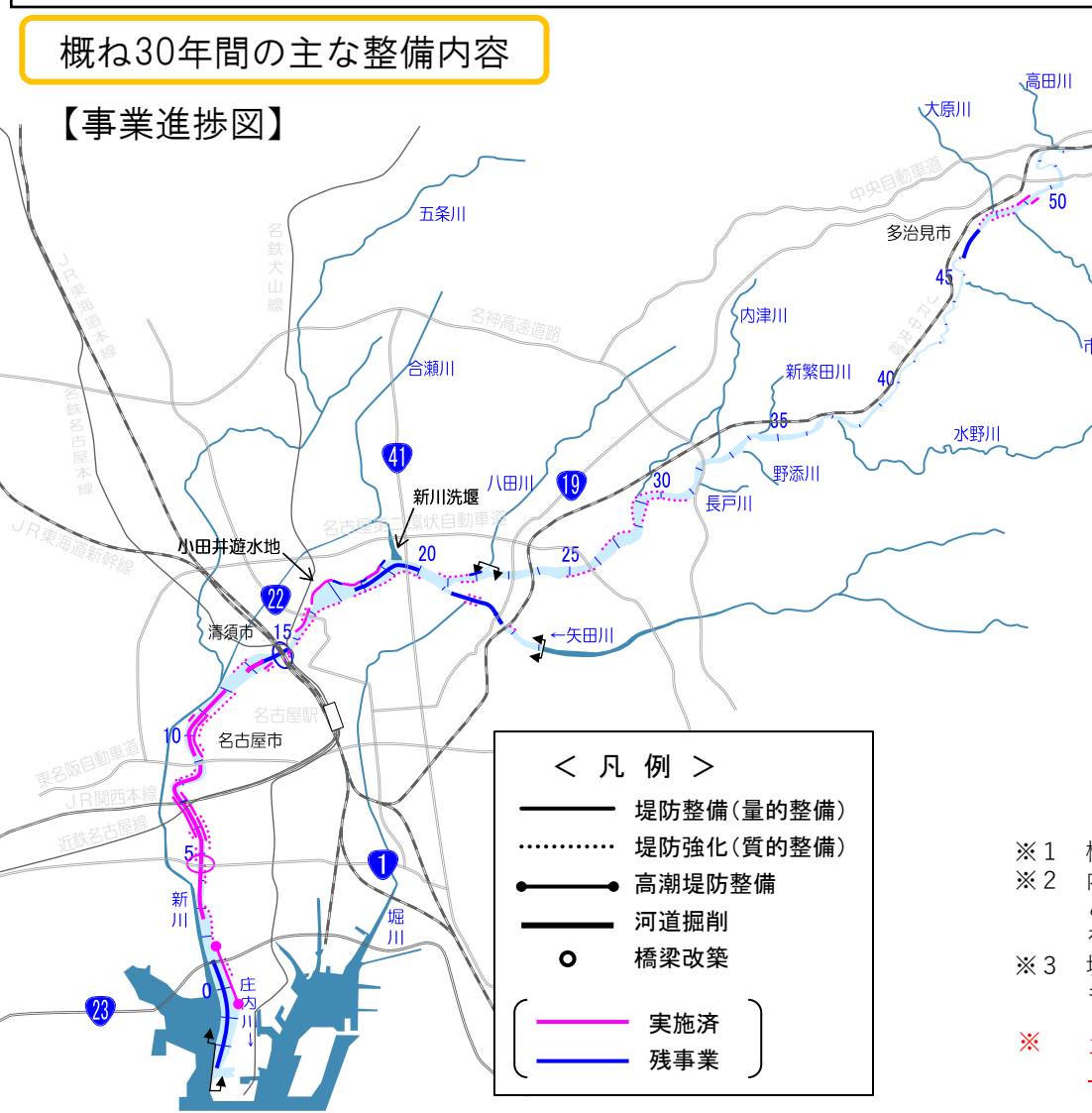
2. 事業の進捗状況(治水・環境)

2. 事業の進捗状況(治水)

- 庄内川では、河川整備計画策定以降、平成12年9月洪水(東海豪雨)と同規模の洪水を安全に流下させるため、中下流域の堤防整備や堤防強化、河道掘削等を実施。
- 河川整備計画に基づく事業の進捗率は、事業費ベース55%程度(令和7年度末時点)。**【R4再評価時点:51%】**

概ね30年間の主な整備内容

【事業進捗図】



整備項目	整備計画の 実施予定数量	R7年度末 完成	進捗率
堤防整備	10.3km	9.8km	95%
高潮堤整備	2.3km	2.3km	100%
河道掘削	177万m ³	142万m ³	80%
橋梁改築※1	4橋 (一色大橋、JR新幹線橋梁、 JR東海道本線橋梁、枇杷島橋)	1橋 (一色大橋) ※枇杷島橋架替工事中	25%
内水対策※2	1箇所	—	0%
新川洗堰対策	1箇所	—	0%
堤防強化※3	—	22.7km	—

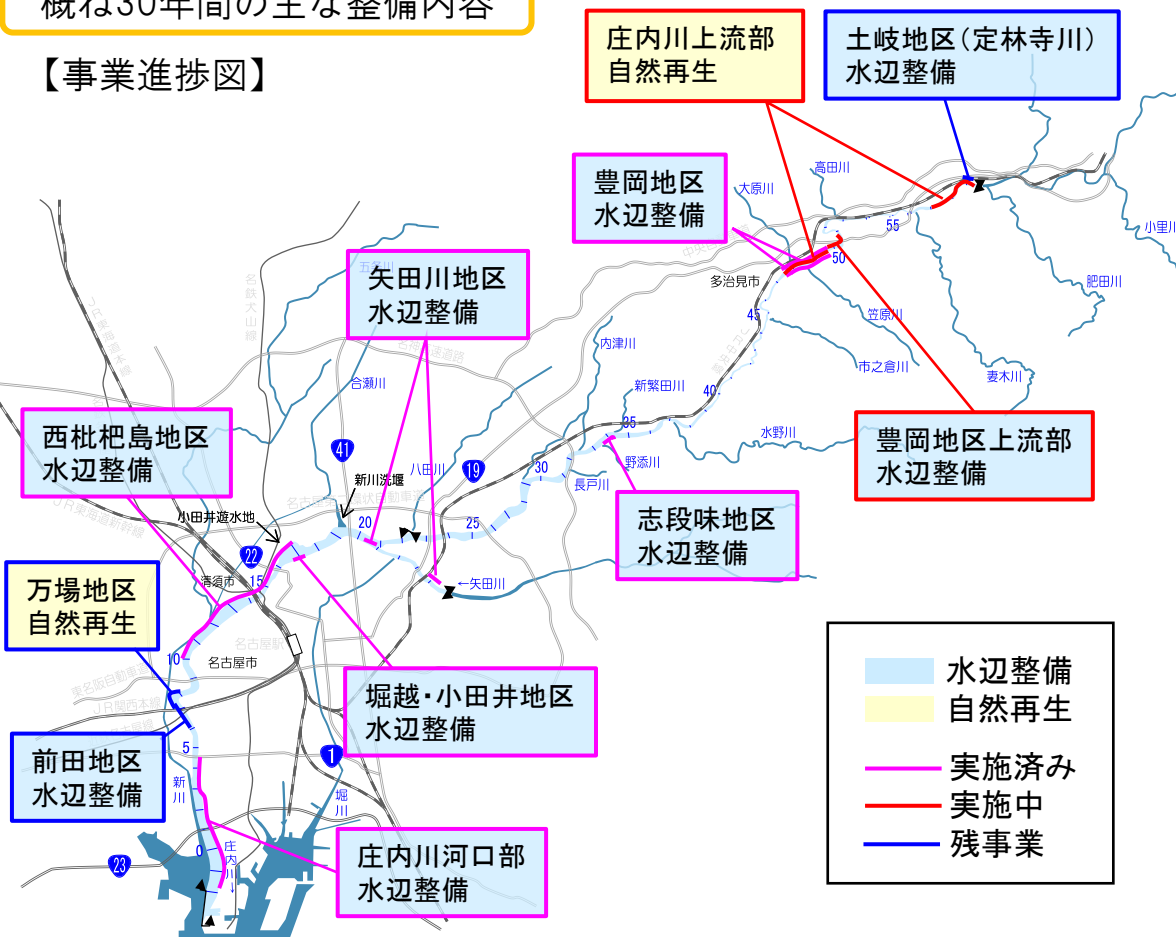
- ※1 橋梁改築は、庄内川特定構造物改築事業にも位置付けられている。
- ※2 内水対策は地藏川等、新たに内水対策の必要性が高まった地区等について県、市町、地域と連携・調整し、内水の発生要因及びその処理方針について調査検討等を行い必要な対策を実施する。
- ※3 堤防強化には、耐震対策、浸透対策を含む。また、堤防破堤の危険性を評価するとともに、破堤による被害ポテンシャル等を総合的に評価を行い優先順位を設定し実施する。
- ※ 今後の河道の変化やモニタリング等により、施工場所及び工事内容については変更することがある。

2. 事業の進捗状況(環境)

- 庄内川では、河川整備計画策定以降、河川空間のより一層の利用推進を図るための水辺整備や、多様な生態系を育み地域の環境に寄与する川づくりを推進するための自然再生を実施。
- 河川整備計画に基づく事業の進捗は、下図【事業進捗図】のとおりとなります。

概ね30年間の主な整備内容

【事業進捗図】



西枇杷島地区水辺整備



豊岡地区水辺整備



志段味地区水辺整備



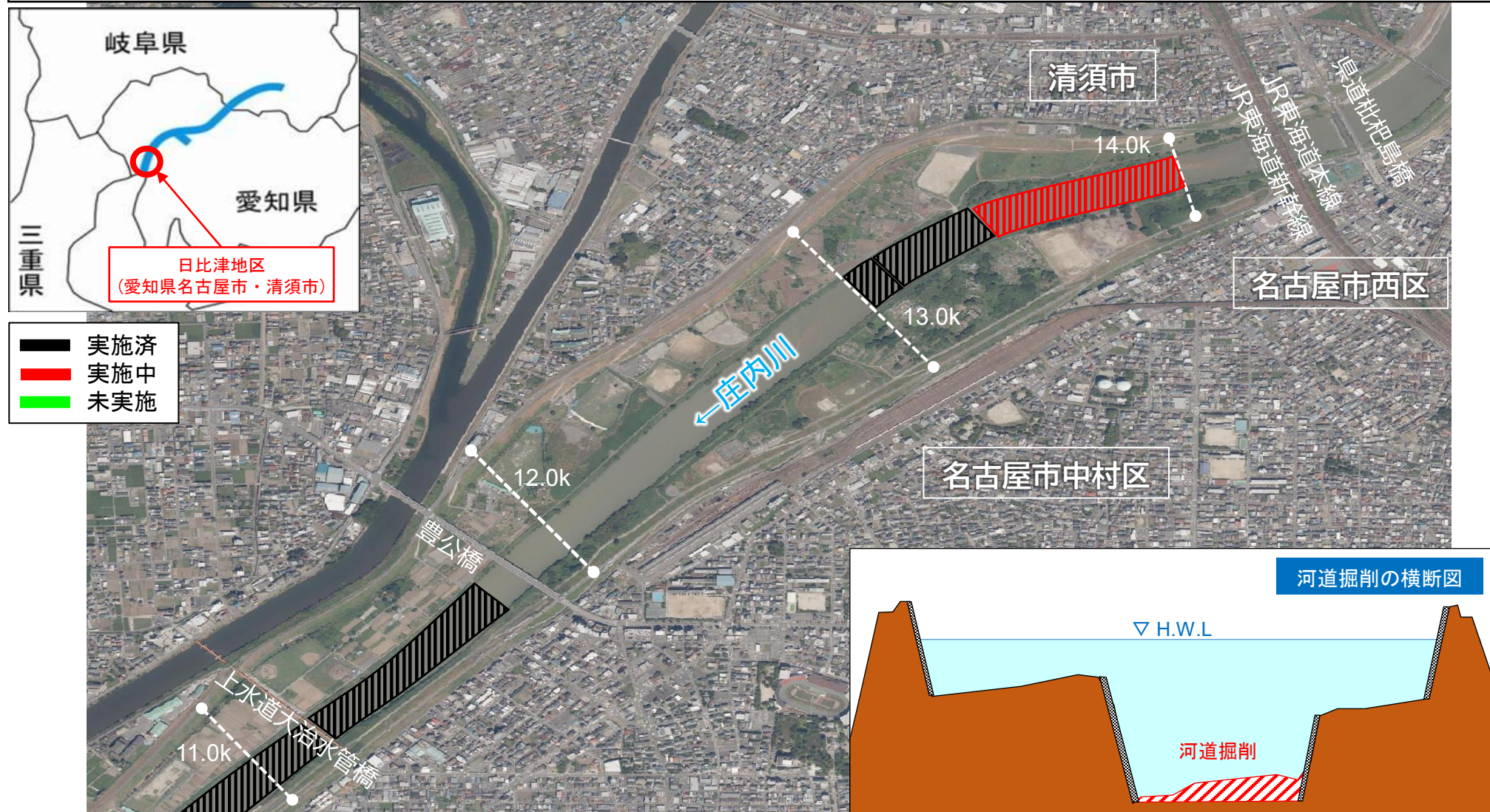
庄内川上流部自然再生

※実施中の箇所についての進捗率は、事業費ベース80%程度(令和7年度末時点)【R4再評価時点:46%】

2. 事業の進捗状況（治水・環境） 現在進捗中の事業実施状況

2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 下流部の河道掘削(日比津地区)

○現在、庄内川下流部の日比津地区(河口から10.0～13.0k付近)では、平成12年9月洪水(東海豪雨)規模の洪水が流下した時に水位が上昇し、安全に流すことが出来ないため、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るための河道掘削を実施。



2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 下流部の河道掘削(日比津地区)

○庄内川下流部の日比津地区(河口から10.0~13.0k付近)の河道掘削にあたっては、ICT技術を活用した施工(水陸両用ブルドーザー)を実施。

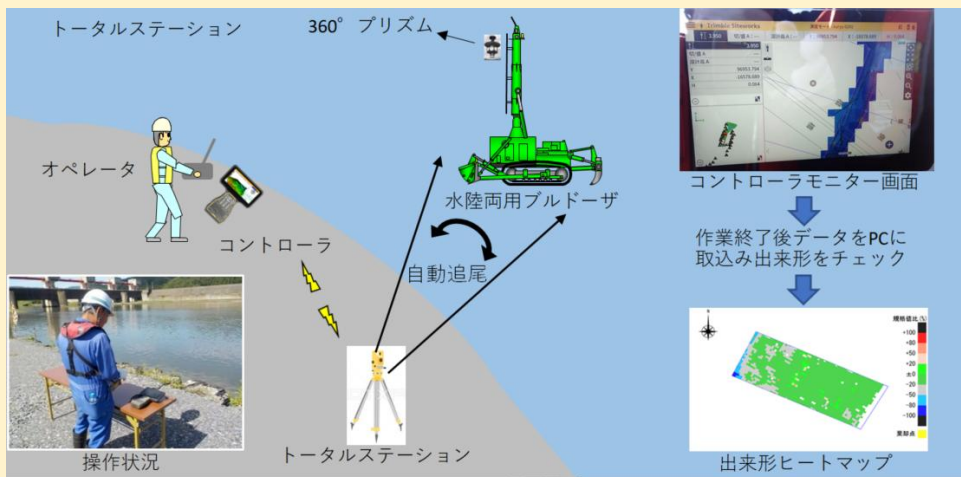
○また、小中学生と保護者を対象とした現場見学会を開催し、治水事業への理解を深める取組も実施。

ICT技術の活用

- ・日比津地区河道掘削では、遠隔操縦式の水陸両用ブルドーザーを用いることで、安全かつ効率的な施工を実施。
- ・陸上に自動追尾型トータルステーションを設置することで掘削高を自動計測し、オペレータがコントローラ画面上に表示されたヒートマップ(掘削高)を確認しながら出来高を管理。



遠隔操縦による施工状況



現場見学会

日時：令和7年8月21日、22日

内容：水陸両用ブルドーザー見学
三次元設計のVR体験

参加者：8家族17名(21日)

6家族15名(22日)



水陸両用ブルドーザーの操縦を
教わりながら一人ずつ体験



流域治水模型実験で
ダムやため池の効果を確認



迫力あるブルドーザーに
皆さん興味津々!



VRゴーグルを装着して
名古屋駅前の浸水を疑似体験

2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 枇杷島狭窄部対策(特定構造物改築事業等)

○庄内川下流部の枇杷島地区(河口から14k付近)は、川幅が狭い狭窄部であるとともに桁下高が低く橋脚の間隔が狭い橋梁が連続して横河し、洪水の流下に大きな支障が生じており、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るため、引堤及びそれに伴う3橋梁の架替(特定構造物改築事業)を実施。

- 実施済
- 実施中
- 未実施



2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 枇杷島狭窄部対策(特定構造物改築事業)

- 架替工事中の県道枇杷島橋は、仮設の橋梁が完成し、交通切り替えが令和6年11月に完了したところ。現在、旧橋(元々の県道枇杷島橋)の撤去工を実施中。令和7年6月には左右岸の橋台を撤去。
- また、県道枇杷島橋の架替工事の進捗に伴って取り付け道路の施工を行い、これまで最も低かった県道橋近傍の右岸堤防を令和6年6月に嵩上げ。
- 鉄道橋2橋架替に向けて、現在概略設計を実施中。また架替に先立ち鉄道橋近傍の堤防の嵩上げを今後予定しており、できるだけ早期に治水安全度の向上を目指していく。



県道枇杷島橋架替事業計画スケジュール

年度(令和)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
迂回路仮橋工		■ (製作・設置)										■ (撤去)
旧橋撤去工				■								
新橋 下部工						■						
新橋 上部工								■				
道路工										■		



2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 枇杷島狭窄部対策(特定構造物改築事業)

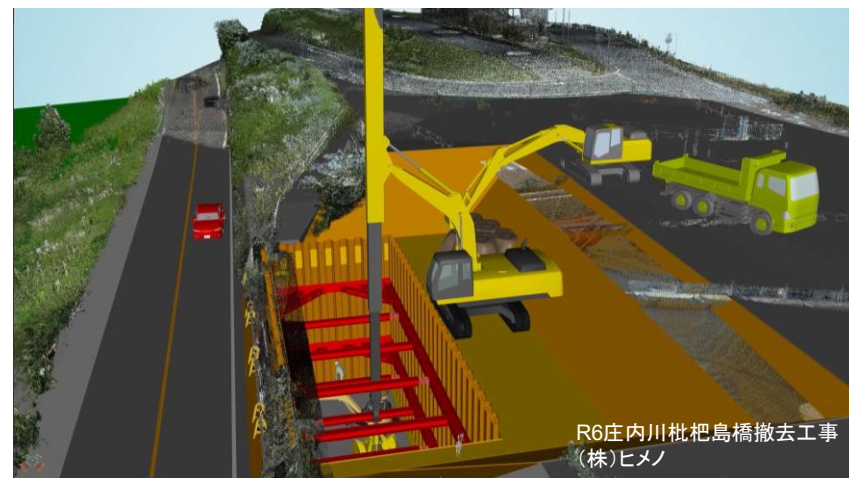
- 枇杷島橋の架替にあたっては、三次元設計(CIM)を活用し、工程(時間軸)と関連付けた四次元工程表を作成。
- 関係者間で、図面等の整合性確認や、施工ステップ毎の綿密な情報共有・調整に活用。
- さらに、工事施工段階においてもCIMを危険予知活動などに活用し、安全で効率的な施工に寄与。



施工ステップ毎のイメージを3Dで共有し、関係者調整に使用



3D都市モデル(PLATEAU)を活用しリアルな3Dモデルを作成



工事施工段階での活用(KY活動)

CIMモデルを用いた完成時の動画

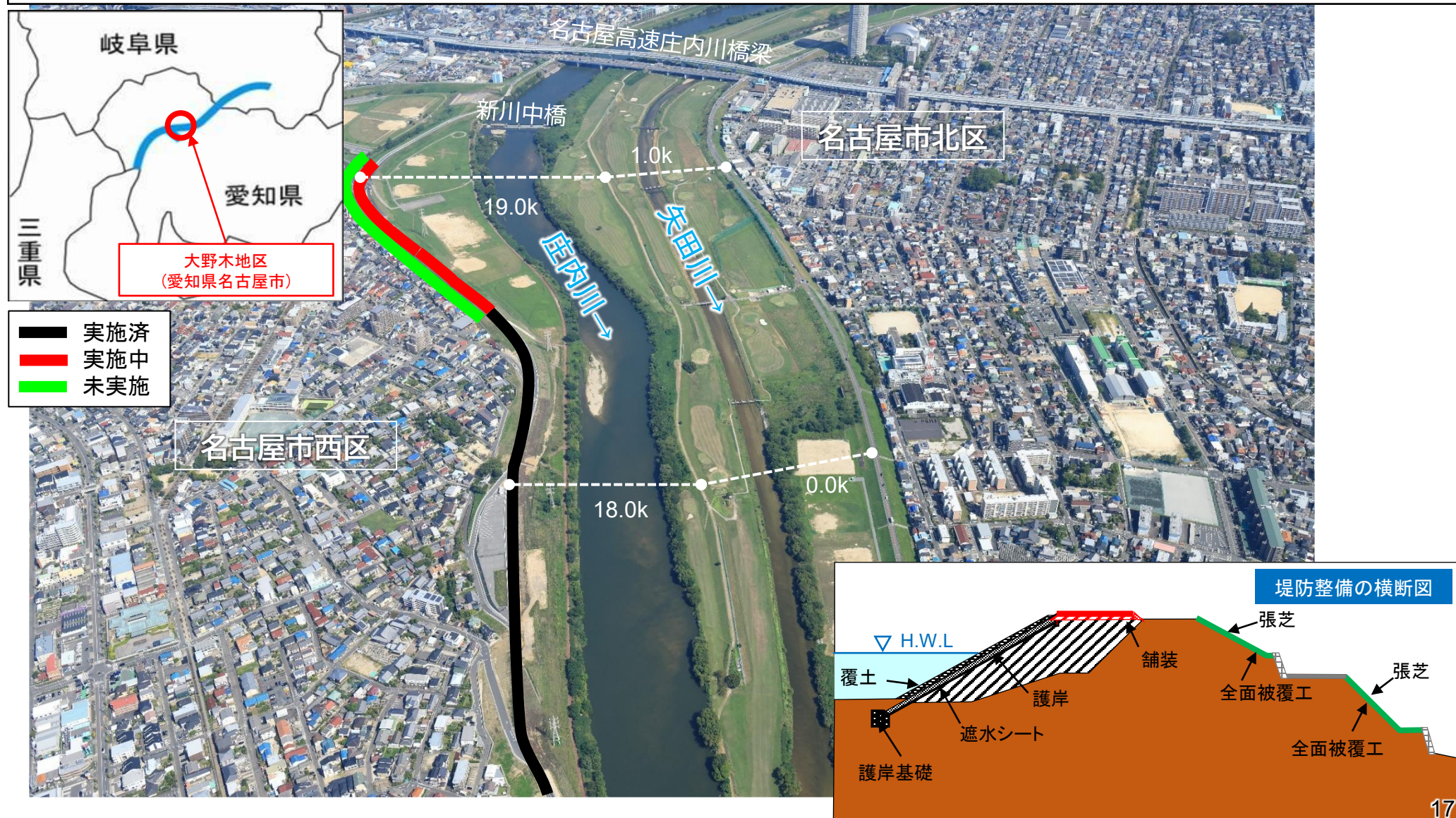
2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 下流部の堤防整備(小田井遊水地)

- 「小田井遊水地」は平時は都市公園として利用されているものの、洪水発生時には、洪水を一時的に貯留し、下流の水位を低減させるための遊水地。
- 現在、小田井遊水地(河口から右岸16.0~17.6k付近)では、周囲堤の高さや幅が不足しており、洪水貯留時に安全性が不足しているため、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るための周囲堤整備を実施。



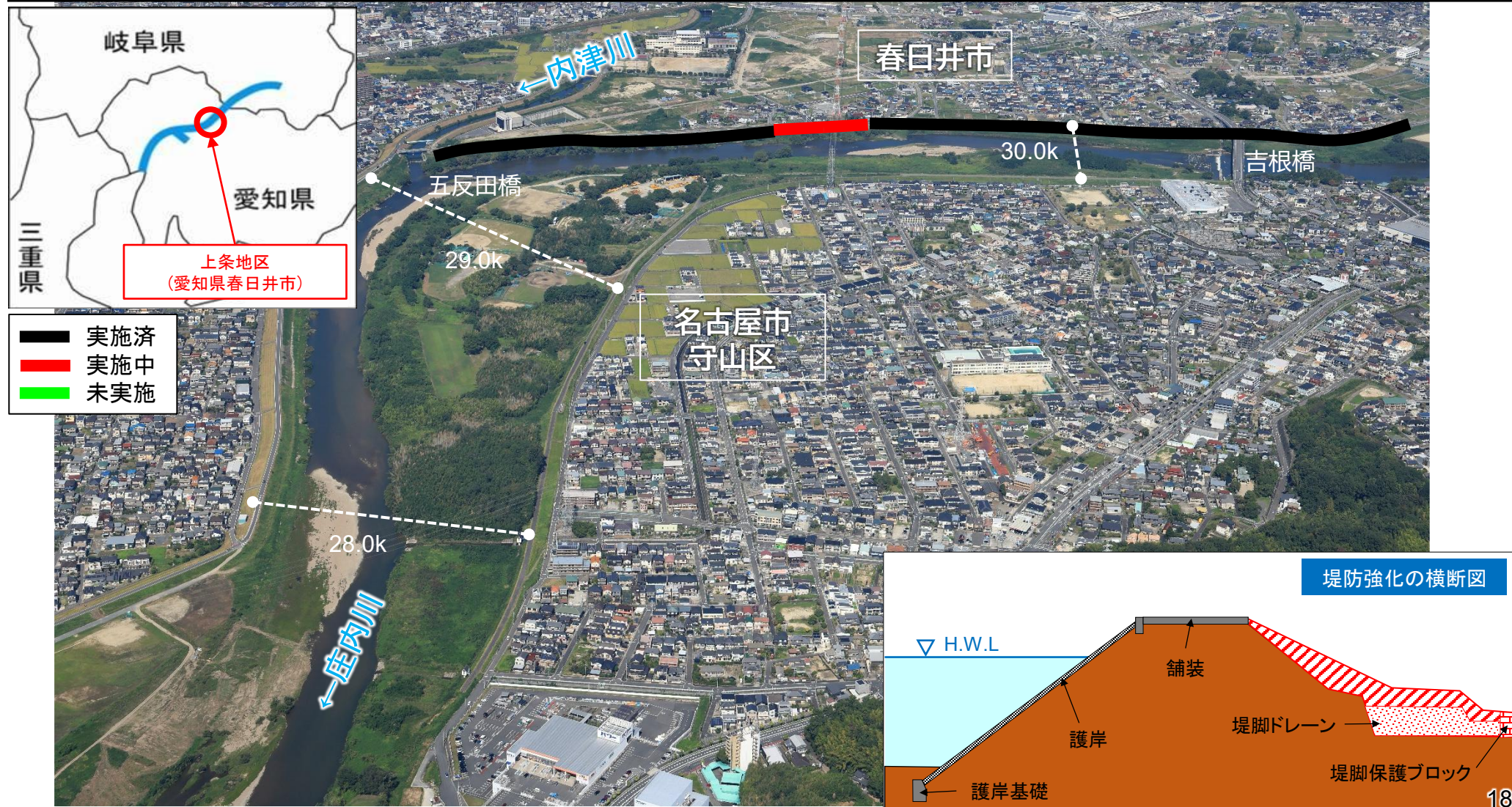
2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 下流部の堤防整備(大野木地区)

○現在、庄内川下流部の大野木地区(河口から右岸17.8~19.0k付近)では、堤防の高さや幅が不足しており、洪水を安全に流すことができないため、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るための堤防整備を実施。



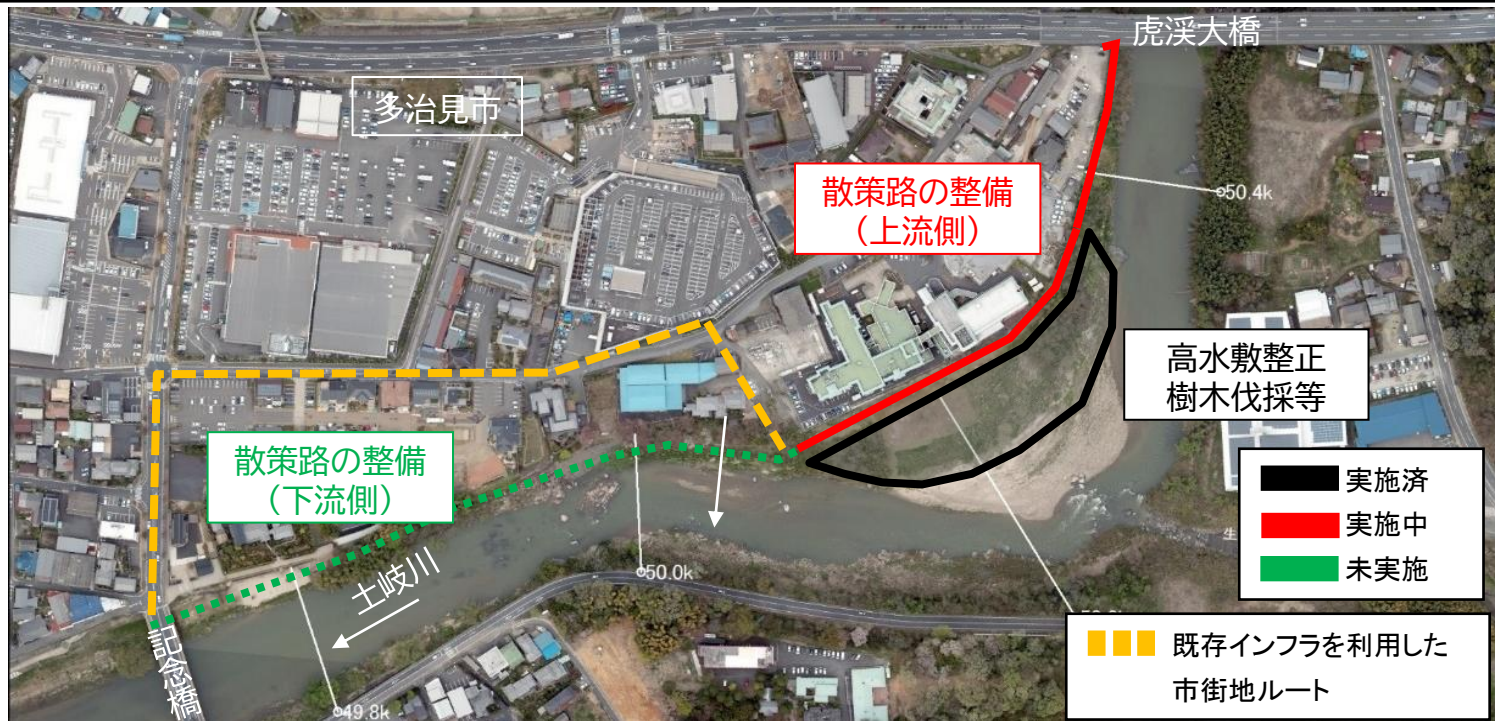
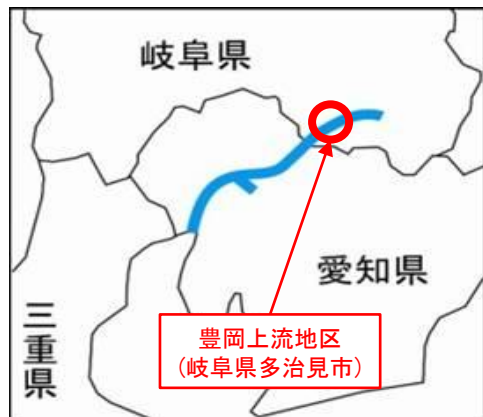
2. 事業の進捗状況 現在進捗中の治水事業 中流部の堤防強化(上条地区)

○庄内川中流部の上条地区(河口から右岸29.0~30.6k付近)では、堤防の幅が不足しているとともに、浸透に対する安全性が不足しており、洪水を安全に流すことができないため、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るための堤防強化(浸透対策)を実施。



2. 事業の進捗状況 現在進捗中の環境事業 上流部の水辺整備(豊岡上流地区)

- 現在、庄内川上流部の豊岡上流地区(河口から49.8~50.6k付近)では、土岐川上下流区間の連続性・観光拠点を含めたまち全体の周遊性や、新たな魅力創出を図るため「多治見市かわまちづくり計画(上流区間)」を作成。
- 河川整備計画及び「多治見市かわまちづくり計画(上流区間)」に基づき、多目的空間や散策路の整備を施工中。



社会実験を通じて整備後の利活用方法を確認

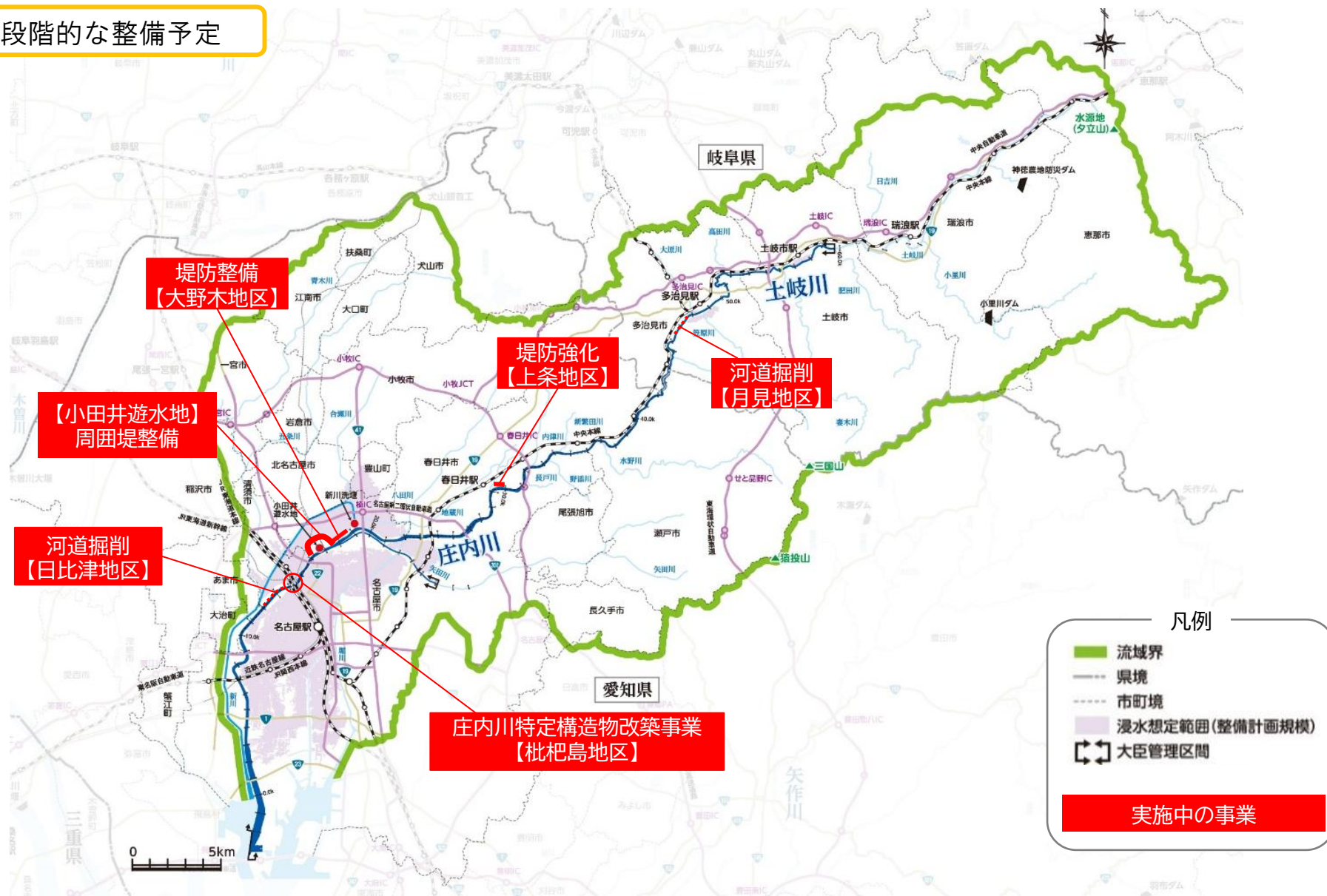


3. 事業の見通し(治水・環境)

3. 事業の見通し(治水)

○現在、実施中の河川改修事業、特定構造物改築事業を継続して実施予定。

当面の段階的な整備予定



3. 事業の見通し(治水)

○現在、実施中の河川改修事業、特定構造物改築事業を継続して実施予定。

河川整備メニュー		短期 (令和2～7年度)	中期 (令和8～13年度)	長期 (令和14～19年度)
堤防整備 (堤防強化を含む)	下流部 【万場地区】			
	中流部 【小田井地区、大野木地区、上条地区】			
	上流部 【豊岡地区、泉地区、土岐津地区】			
河道掘削	下流部 【宝神地区、日比津地区】			
	中流部 【矢田川含む】			
	上流部 【月見地区】			
橋梁改築 庄内川枇杷島地区特定構造物改築事業 【枇杷島地区】				
内水対策				
新川洗堰対策				

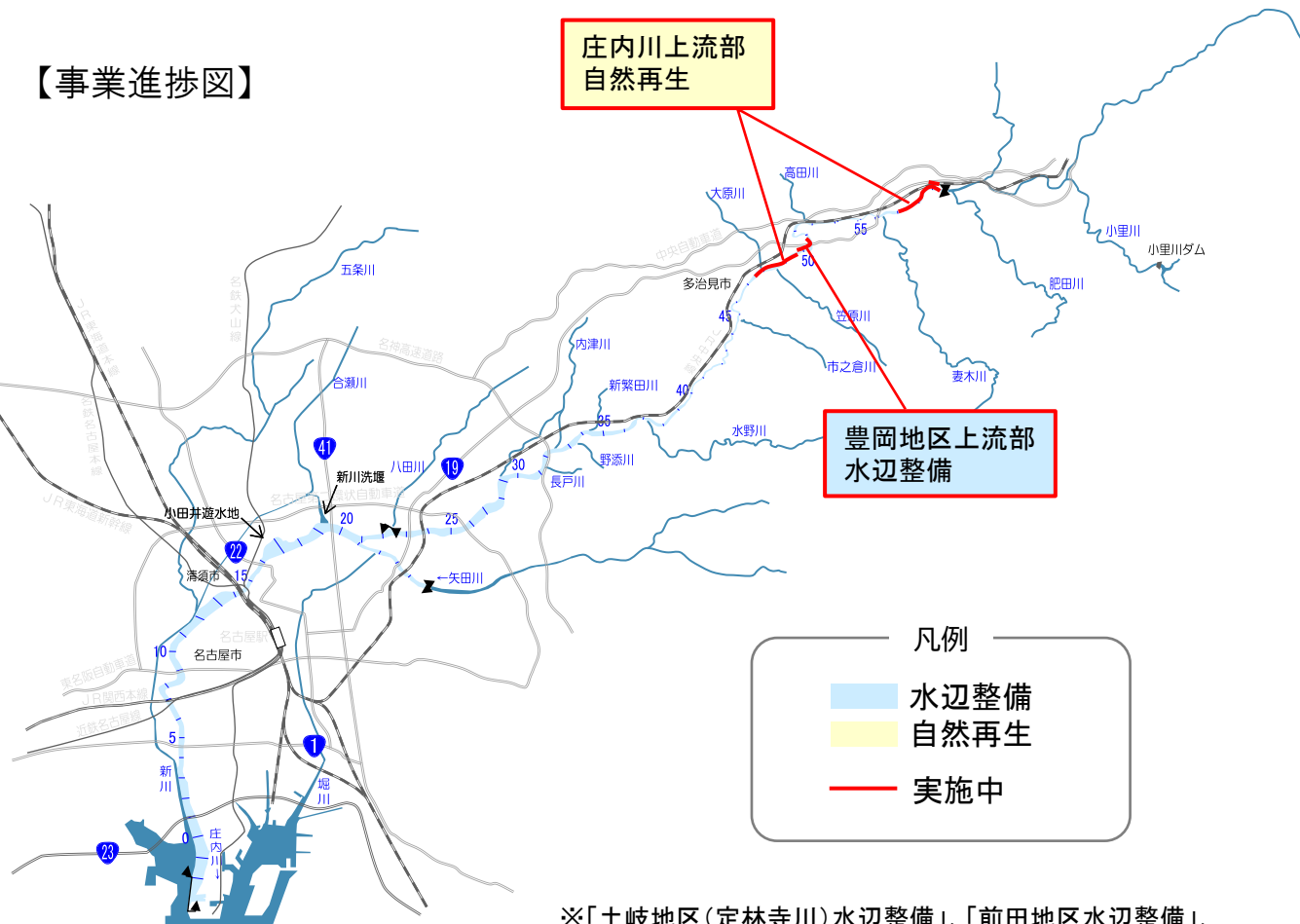
- 河川整備の進捗点検の結果、庄内川水系河川整備計画(平成20年3月策定)に基づいて、進捗している。
- 引き続き、目標とする治水安全度を確保するための事業の計画的な推進を図る。

3. 事業の見通し(環境)

○現在実施中の自然再生事業、水辺整備事業を継続して実施予定。

当面の整備内容

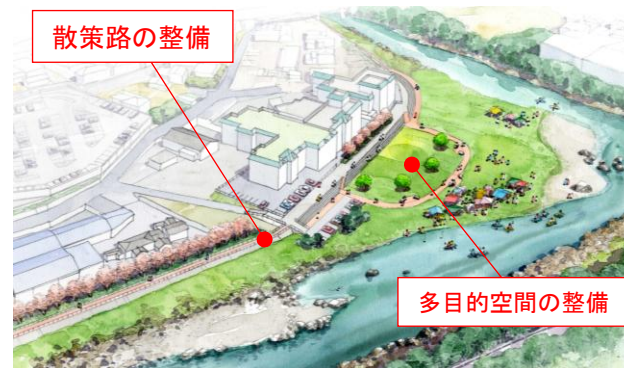
【事業進捗図】



※「土岐地区(定林寺川)水辺整備」、「前田地区水辺整備」、「万場地区自然再生」は現時点では実施時期未定。



庄内川上流部自然再生



豊岡地区上流部水辺整備

3. 事業の見通し(環境)

○現在実施中の自然再生事業、水辺整備事業を継続して実施予定。

河川整備メニュー	短期 (令和2~7年度)	中期 (令和8~13年度)	長期 (令和14~19年度)
庄内川上流部 自然再生			
豊岡地区上流部 水辺整備			

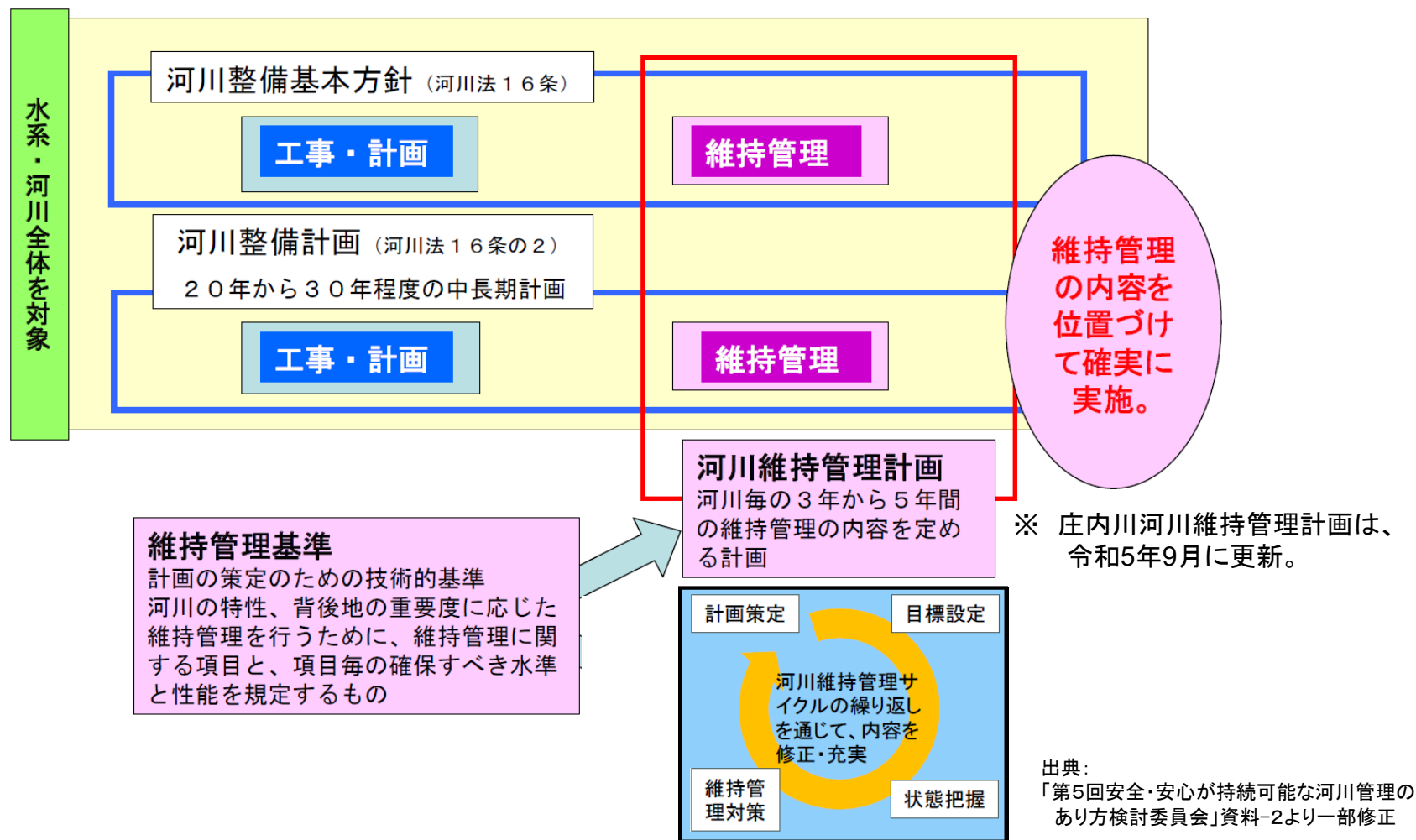


- 河川整備の進捗点検の結果、庄内川水系河川整備計画(平成20年3月策定)に基づいて、進捗している。
- 引き続き、豊岡地区上流部水辺整備や庄内川上流部自然再生は、事業の重要性・必要性が高いため、事業の計画的な推進を図る。

4. 河川の維持に関する事項

4. 河川の維持に関する事項 河川維持管理の考え方

- 河川維持管理は、河川法第16条の二に基づく「庄内川水系河川整備計画」に目的、種類及びその施工箇所に
関する基本的な事項を定めている。
- 「庄内川河川整備基本方針」「庄内川水系河川整備計画」を踏まえた具体的な目標、手法、対策を定め
た河川維持管理計画を作成し、確実な河川維持管理を実施。



【庄内川水系河川整備計画に記載されている維持管理に関する事項】

1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

- 1 河川維持管理の考え方
- 2 河川管理施設等の機能の確保
- 3 平常時の管理
- 4 洪水時などの管理
- 5 防災関係施設の整備
- 6 河川情報システムの整備
- 7 被害を最小化するための取り組み
- 8 排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直し
- 9 流域における危機管理対策の推進

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 1 河川の利用
- 2 渇水時の管理

3. 河川環境の整備と保全に関する事項

- 1 河川空間の適正な利用
- 2 良好な自然環境の保全
- 3 良好な景観の保全
- 4 水質の保全、監視
- 5 水質事故への対応

4. 河川の維持に関する事項 河川維持管理計画

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川維持管理の考え方>

○河川維持管理計画は、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用等に関して、それぞれの目標を設定し、「状態把握」、その結果に応じた除草、維持修繕工事、施設の補修・更新等の対策を位置づけている。



■河川維持管理計画の策定

・河川維持管理計画は、河川毎に、河川の特長、留意事項、概ね5年間に実施する河川維持管理の内容、効率化・改善に向けた取り組み等を規定。

■河道流下断面の確保に関する目標設定

・当該断面の流下能力を考慮して維持管理すべき一連の河道流下断面を設定。

■河川管理施設の機能維持に関する目標設定

・堤防、水門等の河川管理施設について、維持すべき施設の機能を、施設の種別等に応じて設定。

■河川区域等の適正な利用に関する目標設定

・治水、利水、環境の目的と合致して適正に利用されるよう、河川敷地の占用や不法行為等への対応に関する目標を設定。

■縦横断測量



・5年以内に1回実施。

■堤防、構造物の点検



・出水期前・台風期に、徒歩等により損傷状況等を把握。
・一定規模以上の出水発生後、地震発生後にも実施。
・機械設備を伴う河川管理施設は管理運転を含む月点検、年点検等を実施。

■河川巡視



・平常時は、週2巡の車上巡視を実施。
・出水時にも必要な区間の河川巡視を実施。

■土砂撤去・樹木伐開



・河口閉塞で支障を生じている場合は、塩水遡上も考慮しつつ土砂を除去。
・樹木伐開は、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きな物から順次伐開。

■堤防、構造物の補修



・堤防の崩れ等については原因を調べる等により適切な補修等の対策を実施。
・機械設備は予防保全と事後保全を使い分け、計画的に実施。

■不法行為等への対応



・不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で原状回復等の指導を行い、法令等に基づき迅速に是正措置を実施。

4. 河川の維持に関する事項 河川管理計画における状態把握と維持管理対策

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川維持管理の考え方>

- 庄内川の維持管理は「庄内川河川維持管理計画」に基づき、基本データの収集、河川巡視、点検等により河川の状態把握を行っている。
- また、河川管理の支障とならないよう、堤防除草、維持修繕工事、施設の補修・更新や不法行為への対策などを実施。

河川の状態把握実施状況



堤防点検



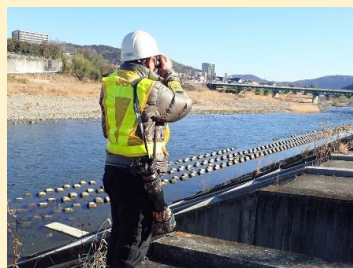
出水後点検



電気設備の点検状況



通信設備の点検状況



環境調査



機械設備の点検状況

維持管理対策の実施状況



堤防除草



堤防除草



許可施設の撤去訓練



許可施設の撤去訓練



水門設備の操作訓練



維持工事

4. 河川の維持に関する事項 河川管理施設等の機能の確保

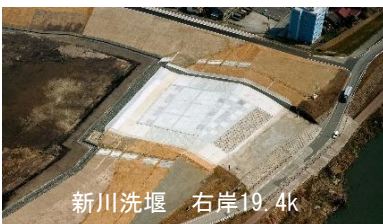
<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 2 河川管理施設等の機能の確保>

- 河川管理施設は、平常時、出水時、地震時等において、河川巡視や施設点検等を行い、河川管理施設等の状況を的確に把握し、計画的にきめ細かい点検、補修を行い、長期にわたり効果を発揮できるよう努めている。
- また、庄内川は直轄管理施設以外に多くの許可工作物があるため、許可工作物の管理者に対して適正な管理・修繕及び改築等の指導を実施。

【主な河川管理施設位置図】



小里川ダム



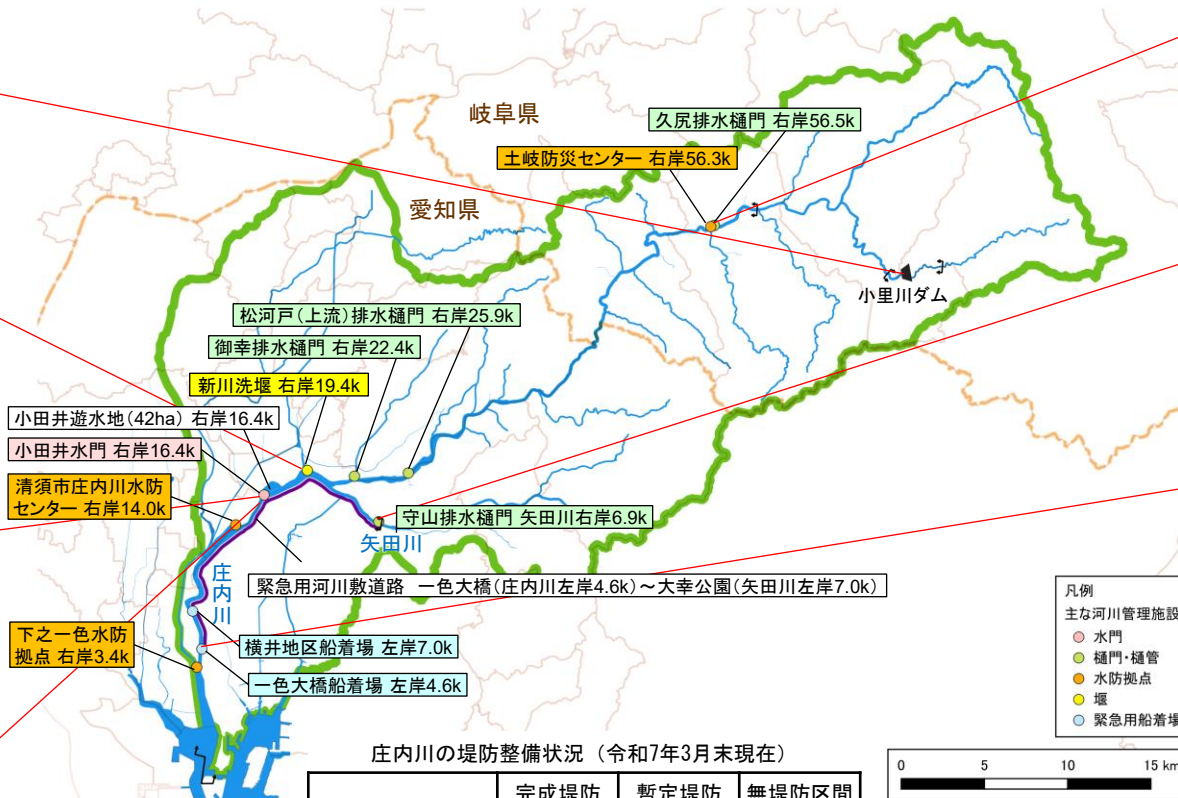
新川洗堰 右岸19.4k



小田井遊水地 右岸16.4k



小田井水門 右岸16.4k



庄内川の堤防整備状況 (令和7年3月末現在)

	完成堤防	暫定堤防	無堤防区間
堤防整備延長(km)	63.1	31.1	5.0
堤防整備率(%)	63.6	31.3	5.1



久尻排水樋門 右岸56.5k



守山排水樋門 矢田川右岸6.9k



一色大橋船着場 (庄内川左岸4.6k)



緊急用河川敷道路
一色大橋 (庄内川左岸4.6k)
~大幸公園 (矢田川左岸7.0k)

※一部未施工区間があるが
全区間で通行可能

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理(適切な管理の推進)

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理>

- 河道及び河川管理施設等の状況の把握、河川区域等における違法・違反行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を目的に河川巡視を実施。
- また、河川巡視規定例を定めて、定期的・計画的に河川を巡回し、異常及び変化等の把握に努めている。

【平常時の巡視】

パトロールカーを用いて定期的を実施する「一般巡視」と護岸や水門等の河川管理施設の変状の発見や違法な土地の占用や工作物の設置状況等を確認する「目的別巡視」を実施している。

【出水時の巡視】

出水が起こった際に、河川の水位が水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する恐れがある場合「出水時の河川巡視」を行い堤防や堤内地の浸水状況などを迅速に把握する。

【庄内川での巡視状況】

- 平常時の河川巡視
一般巡視（週1～2回）と目的別巡視（月9回程度）を組み合わせ実施。
休日巡視は、月1～2回実施。
- 出水時の河川巡視
令和7年度は氾濫注意水位に到達する出水はなく未実施
令和6年度は、7/17の大雨に伴いに実施。



平常時の河川巡視



出水時の巡視（施設状況確認）

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理(適切な管理の推進)

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理＞

- 河道や河川管理施設の治水上の機能に異常及び変化等を発見・観察・計測することなどを目的とし点検を実施。
- 点検結果は、RiMaDIS(リマディス)に入力し、結果の整理、集計等を効率的に行い、データの共有化及び有効活用し、業務の効率化を図っている。

【安全利用点検】

日常的に河川に親しむ利用が見られる区間の施設の状態把握を目的に河道内の利用者に危険を及ぼす可能性のある箇所や河川管理施設の点検を実施する。

【出水期前、台風期の点検】

堤防や水門等の洪水時に常に機能を発揮することが不可欠な施設の詳細な状況把握や異常が発見された場合の早期補修を目的に点検を実施する。



安全利用点検

【RiMaDIS(リマディス)】

河川巡視・点検・対策等の内容を記録する全国統一版のデータベースシステム

現場にて携帯端末を用いて河川巡視・点検等の情報を入力し、記録をデータベース化することで、維持管理業務に関わる必要情報の取得と蓄積、関連データベースとの連携を支援する

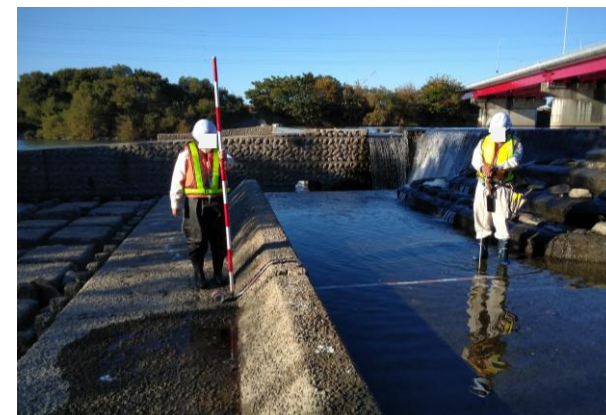
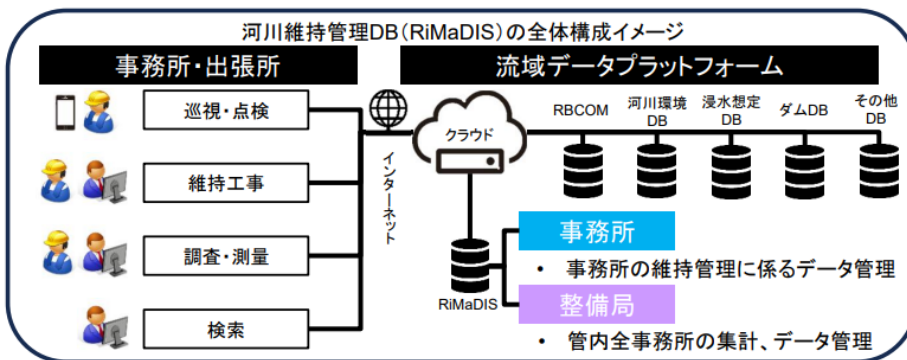
現場



点検・巡視

維持管理対策

携帯端末に現地情報
(行為・位置情報・写真を入力)



堤防(河川管理施設)点検

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理(適切な管理の推進)

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理>

○河道の状況把握のため、基礎データの収集として水位・流量等の水文・水理観測、平面、縦横断の測量等の河道の状態に関する資料収取を実施。

横断測量



【縦横断測量】

河道や堤防の形状把握を行うために実施するものであり、5年以内に1回程度の頻度で測量を行い、災害の防止や河川利用の許認可、河川環境の保全等の幅広い目的での基礎的な資料の収集として実施。また、規模の大きい出水により大きな河床変動が生じた場合には必要に応じて測量を実施。

流量観測



低水流量観測



高水流量観測

【高水流量観測】

高水流量観測は、出水時のピーク流量を観測するものであり、治水計画策定の際の基礎資料とすることや洪水時の実際の流量把握により実際の流下能力や危険個所の検証を目的に実施。庄内川では6か所の流量観測所で高水流量観測を実施。

【低水流量観測】

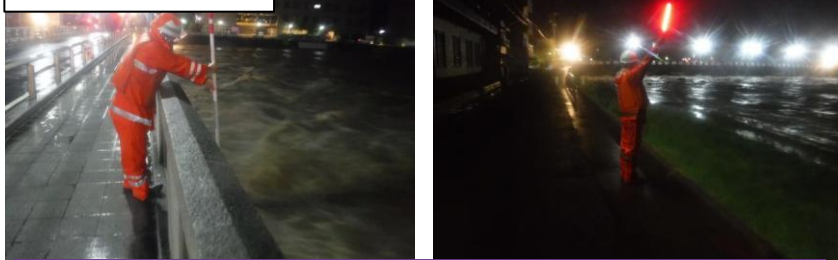
低水流量観測は、出水時以外の、特に低水時、濁水時の流量を観測するものであり、水利計画の策定や水利権許可の基礎資料とすることや、濁水時の流量把握等を目的に実施。庄内川では6か所で年間24回もしくは36回、平水時から濁水時において低水流量観測を実施。

4. 河川の維持に関する事項 流量観測の高度化

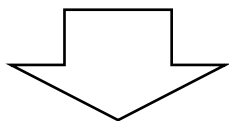
＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理＞

- 洪水時の流量観測は、浮子観測を基本に実施してきたが、近年、現地観測の人手不足や計画規模を上回るような洪水の発生などにより観測自体の継続性や観測員の安全確保が課題。
- 庄内川では、観測員の安全性や観測の確実性の向上を図ることを目的に志段味流量観測所、多治見流量観測所、土岐流量観測所の3か所にカメラを設置し画像解析による流量観測を実施。

従来の流量観測



浮子を橋梁等から川に投下し、流速から流量を算出する

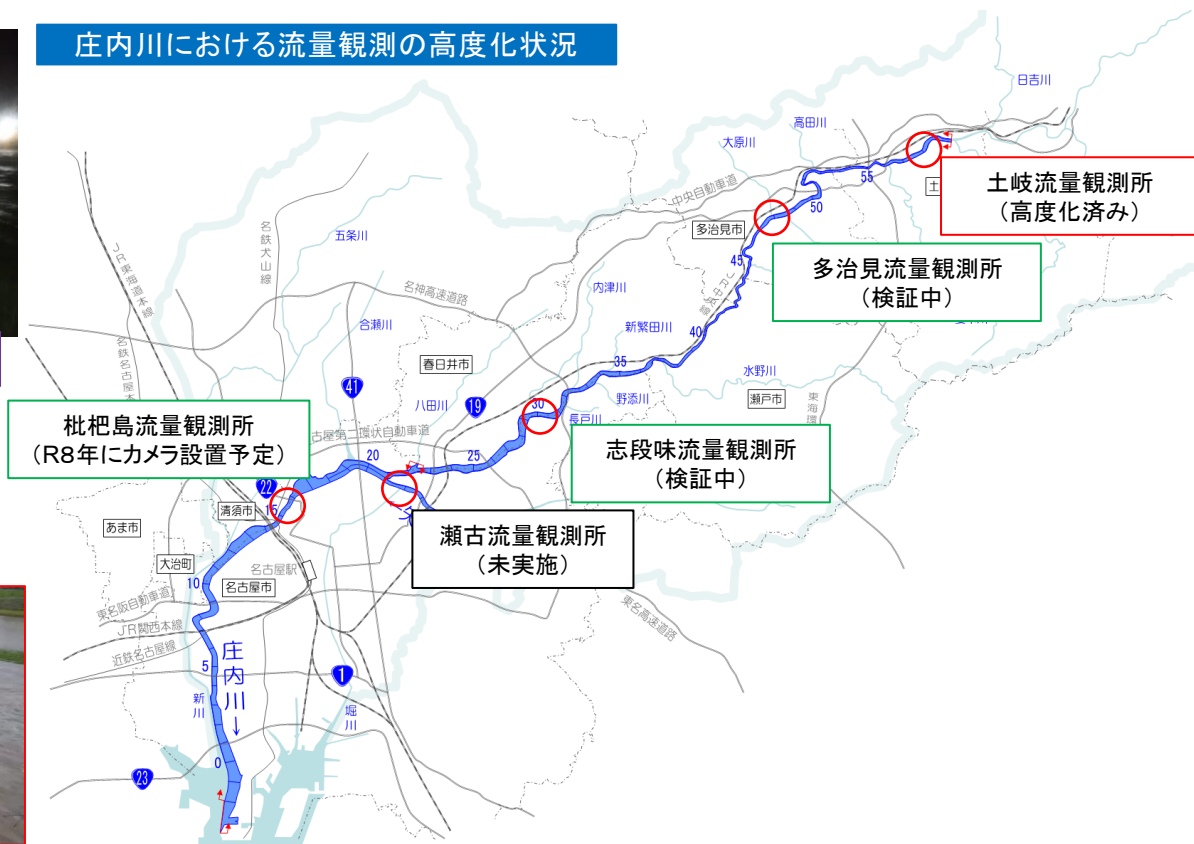


流量観測の高度化



水面の波紋と捉えられる画像をカメラから取得し、検査線状の輝度変化から水面の流速を計測する。

庄内川における流量観測の高度化状況



- 画像解析による流量観測では、急激に水位が上昇する洪水のピークも確実に観測できることや、物理的な欠測を無くし、観測精度の向上につなげている。

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理(適切な管理の推進)

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理>

○庄内川では以下の調査を定期的に行い、河道の状態把握を実施。

種別	実施項目		実施箇所	頻度	実施方法
水文等観測	雨量観測		13地点	常時	自記観測
	水位観測		24地点	常時	自記観測
	高水流量観測		6地点	出水時	自記観測
	水質観測	庄内川	8地点	4回/年 12回/年	現地採水
			5地点	1回/年	底質採取
			3地点	2回/年 4回/年	現地採水
			1地点	常時	自記観測
	地下水位観測		4地点	常時	自記観測
震度観測		1地点	常時	自記観測	
測量	平面測量		—	5年に1回	現地測量
	縦横断測量(航空レーザー測量)		—	5年に1回	現地測量
河道状態把握調査	河床材料調査		管理区間	5年に1回程度	現地調査
	河道内樹木調査		管理区間	年1回程度	目視点検

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理(河道管理)

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理>

- 河道内の土砂堆積や樹木の繁茂を対象に、河川整備計画などで定めた目標流量を安全に流下させる維持管理対策を実施。
- 河川改修が完了した区間において、確保した流下能力を維持することを基本とし、河川改修が完了していない区間においては、段階的に実施される河川改修の進捗状況等を考慮しながら、流下能力を維持することを基本とする。



河道掘削の状況(右岸28.0k付近)



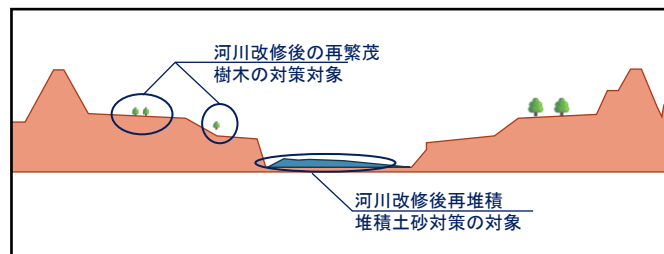
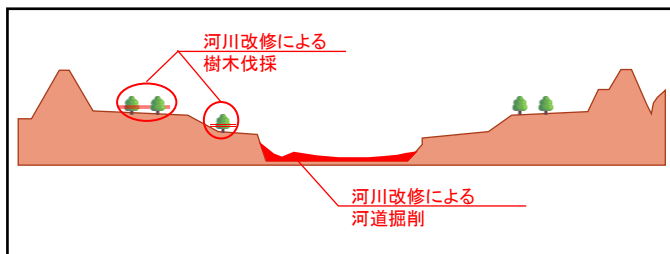
樹木伐採の状況(左岸15.8k付近)

【河道の堆積土砂対策】

河川巡視及び点検において堆積状況を監視するとともに、定期縦横断測量等に基づく堆積状況、流下能力の変化を確認し、要注意箇所の抽出、定量的評価を行い、維持掘削等の対策を実施。

【樹木の対策】

定期縦横断測量、樹木調査を行い河川管理上支障となる可能性がある範囲を対象に樹木繁茂予測を検討し伐採が必要な箇所を抽出し、樹木伐採等の対策を実施。



※流下能力維持のための対策は、生物の生息・育成環境の保全に配慮して実施。

流下能力維持のイメージ

4. 河川の維持に関する事項 平常時の管理

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 平常時の管理>

○「予防保全型の維持管理」へ転換させるため、堤防点検にて予防保全段階となっている護岸の損傷や堤防へ侵入した樹木の伐採を実施。

堤防点検にて予防保全段階となった個所

対策前



護岸の破損・損傷

対策前



堤防への樹木の侵入



対策後



護岸の破損・損傷を修繕

対策後



樹木の伐採

【堤防点検結果の評価】

- 一次評価：点検結果に基づき点検者等が機能低下の状態や進行性を評価する。
- 二次評価：一次評価結果や既往資料等を踏まえ、横断的連絡調整会議等の組織として変状箇所ごとの評価を実施する。（評価結果は「a, b, c, d」で表示）
- 総合評価：一次評価、二次評価の結果を踏まえ、一連区間又は施設ごとに評価を実施する。（評価結果は「A, B, C, D」で表示）

総合的な評価の点検結果区分

区分	状態	変状確認	機能支障
A 異状なし	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)	なし	なし
B 要監視段階	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする変状を含む)	あり	なし
C 予防保全段階	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
D 措置段階	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む	あり	あり

4. 河川の維持に関する事項 洪水時などの管理

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 4 洪水時などの管理＞

- 庄内川は洪水予報指定河川であるため、河川の増水や氾濫などに対して住民の避難行動等の参考となるように、気象庁と共同して、水位を示した洪水の予報を行っている。
- 出水時の河川管理施設などの異常等を把握するため、河川巡視やCCTVカメラによる監視、出水時の流量観測を実施し、出水時の状況を把握を行っている。



出水時の河川巡視



各水位観測所の受け持ち区間



洪水予警報発令状況



出水時の河川流量観測

警戒レベル	警戒レベル1相当	警戒レベル2相当	警戒レベル3相当	警戒レベル4相当	警戒レベル5相当
基準水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
					HWL
枇杷島	4.60 m	5.60 m	6.30 m	8.50 m	8.90 m
志段味	3.40 m	4.60 m	5.20 m	5.90 m	6.40 m
多治見	2.50 m	3.20 m	3.70 m	5.30 m	5.60 m
土岐	2.40 m	3.00 m	4.00 m	4.50 m	4.70 m
瀬古	2.80 m	3.30 m	5.00 m	5.20 m	5.50 m
					9.08 m
					7.50 m
					6.78 m
					6.39 m
					5.71 m

氾濫発生

各水位観測所における基準水位(庄内川・矢田川)

4. 河川の維持に関する事項 洪水時などの管理

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 4 洪水時などの管理＞

- 出水時には樋門、排水機場等の施設操作を行い被害の防止に努めている。
- 樋門、樋管の遠隔監視や遠隔制御、ゲートの無動力化を実施。従来は、それぞれの現場で樋門、樋管の操作が必要であったが、無動力化や遠隔操作化を実施することで樋門、樋管の確実な操作及び操作の省力化を図っている。

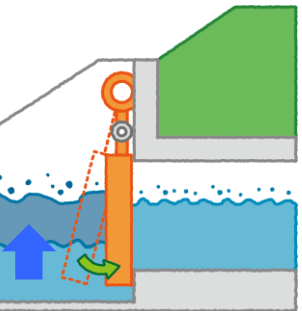
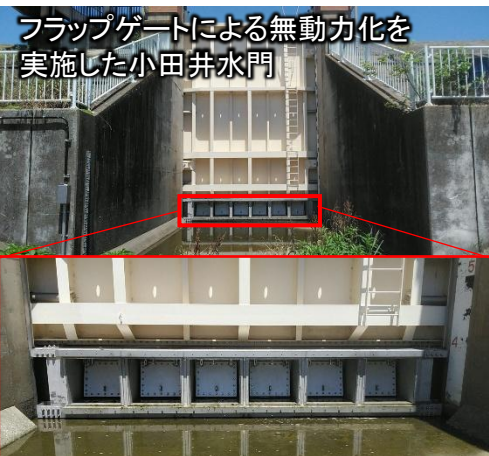
ゲートの無動力化

無動力化前の小田井水門



外水位上昇
⇒人が現場でゲートの開閉操作を実施する必要あり

フラップゲートによる無動力化を実施した小田井水門



外水位上昇
⇒ゲートが水圧で自動で閉鎖

河川管理施設の遠隔化



河川管理施設の遠隔化（監視・操作）イメージ

【庄内川における河川管理施設の無動力化・遠隔化実施状況】

施設	実施状況		備考
	無動力化 実施済	遠隔操作化 実施済	
小田井水門	実施済	実施済	
久尻排水樋管		今後、遠隔化を予定	扉体が大いいためフラップ化ではなく遠隔化で対応
松河戸排水樋管			
御幸排水樋門			
守山排水樋管		実施済	

4. 河川の維持に関する事項 洪水時などの管理

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 4 洪水時などの管理>

- 出水期前に水防活動に携わる関係機関との合同重要水防箇所や水防訓練等を行い、自治体が主体となって行う水防活動への支援を実施している。
- 洪水や地震時の二次被害などの大規模災害に備え、職員や(一社)庄内川災害対策協力会による「堤防決壊時等の緊急対策シミュレーション」を毎年実施。

出水期前の合同巡視



出発式の様子(辛沢川合流点付近)



多治見市区間での巡視

堤防決壊時等の緊急対策シミュレーション



堤防決壊シミュレーション



土岐防災センターの説明



庄内川下流部での巡視



河川等災害アドバイザーとの意見交換

4. 河川の維持に関する事項 防災関連施設の整備

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 5 防災関連施設の整備>

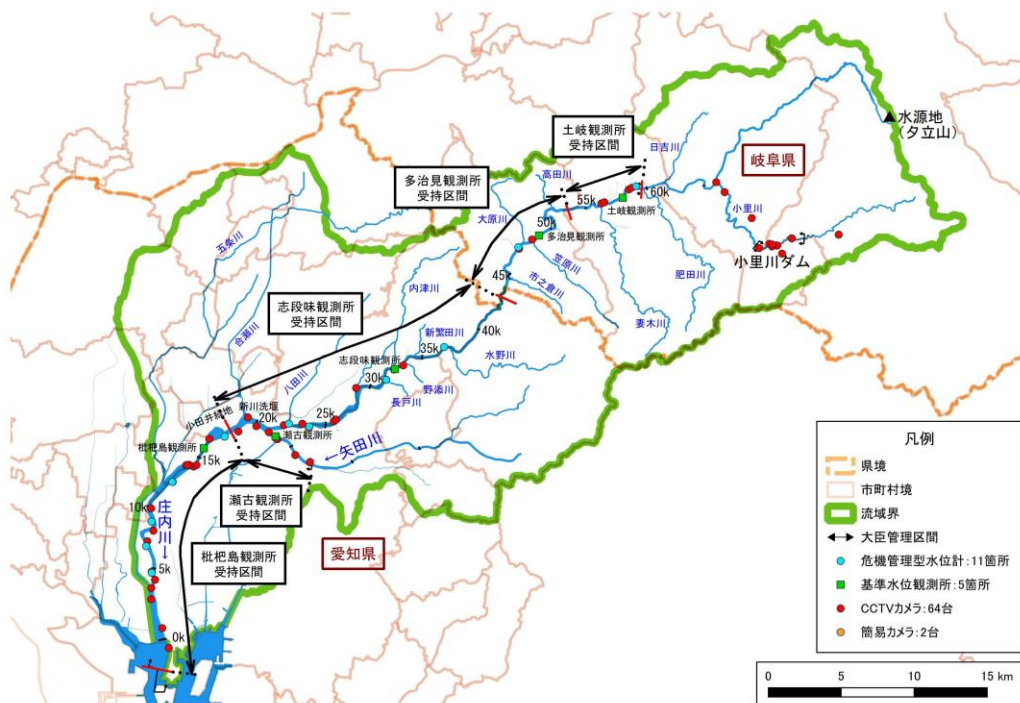
- 防災関連施設として、水防拠点や緊急用河川敷道路、水防活動に利用するための備蓄土砂として第二種側帯等を整備。
- 主な防災施設として、清須市庄内川水防センター(みずとぴあ)、土岐防災センターを整備し災害対策車両を配備。(排水ポンプ車3台、照明車2台)。



4. 河川の維持に関する事項 河川情報システムの整備

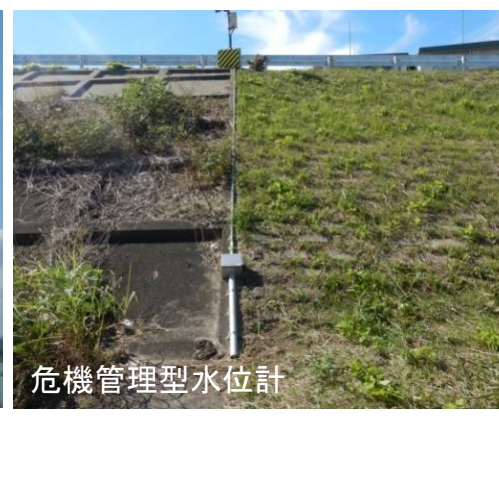
<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 6 河川情報システムの整備>

- 光ファイバー網、河川管理用カメラ、データ通信等の災害情報の通信網整備を実施。
- これらを活用し、洪水時等の非常時に情報を関係機関・市町と共有できるよう情報のネットワーク化を図るとともに、河川管理用カメラ映像については事務所ホームページ等へ掲載し地域住民の方の主体的な避難行動へ繋がる情報を発信できるように努めている。



	整備計画策定時	R8.2時点
CCTVカメラ	62台	64台
危機管理型水位計	0台	11台
簡易型河川監視カメラ	0台	2台

施設整備状況



CCTVカメラによる常時監視

4. 河川の維持に関する事項 被害を最小化するための取り組み

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 7 被害を最小化するための取り組み＞

- 水防法第15条に基づく大規模氾濫減災協議会として「土岐川・庄内川の水害から命を守る会議」を設置。
- 土岐川・庄内川の「人命被害ゼロ」「社会経済被害の最小化」を目標に「土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針」に基づく減災に関わる取り組みを推進している。

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

目的 土岐川、庄内川が氾濫した場合の水害、または土砂災害や高潮による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進し、「水防災意識社会」の再構築すること。

構成員 沿川市町（12市3町）、水防組合、岐阜県、愛知県、気象庁、自衛隊、警察局、中部運輸局、名古屋高速道路公社、民間事業者（鉄道事業者、高速道路管理者、電力会社）、庄内川河川事務所



「土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針」の主な内容(ソフト対策の取組)

- ①人命被害ゼロに向けた住民の自主的な避難行動を促す取組
 - ・中小河川における浸水想定区域の指定、浸水実績等の周知
 - ・住民一人一人の避難行動の認識の徹底(マイタイムラインの作成等)、避難訓練への地域住民の参加促進
 - ・わかりやすい教材等を用いた、防災教育の実施、地域防災力の向上のための人材育成
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動や応急復旧活動に関する取組
 - ・消防団(兼任水防団)の人員確保に向けた取組の推進
 - ・出水時に水防活動、河川巡視、応急復旧活動に支障が出るそのある堤防道路の通行規制の検討、
 - ・重要水防箇所に対応する最寄りの水防倉庫や資材保管場所、アクセス道路の関係者間での情報共有
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための事前準備に関する取組
 - ・氾濫流の排除計画の立案 ・多様な主体による被害軽減対策に関する取組

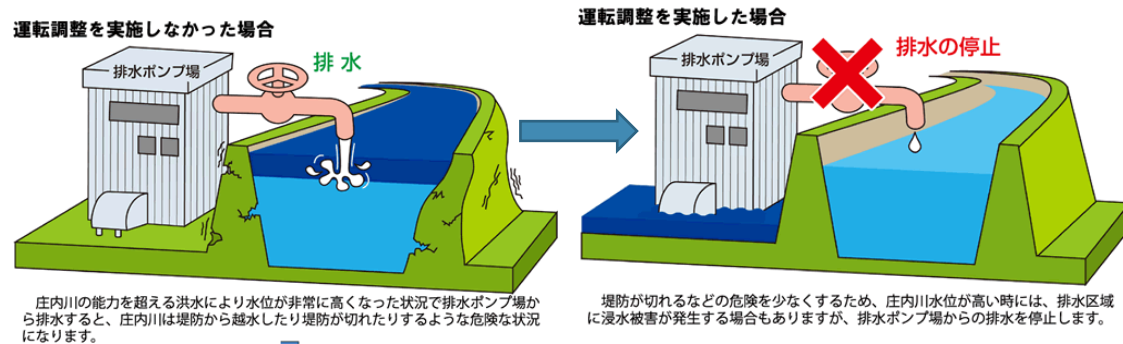
4. 河川の維持に関する事項 排水ポンプの運転調整ルールへの運用

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 8 排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直し＞

○庄内川において整備水準を上回る洪水が発生した場合、越水や破堤による甚大な被害の発生を回避することを目的に、内水排除のための排水ポンプ場において運転調整ルールを策定し運用している。

【運転調整ルール】

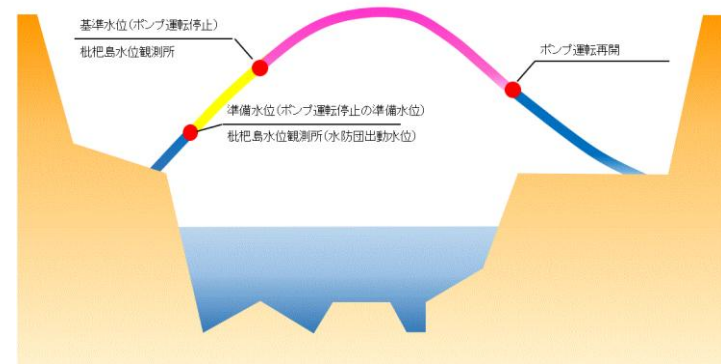
庄内川本川の水位が上昇し、**越水や破堤などの危険が高まった場合に、排水ポンプを停止する基準水位を設定している。**
基準水位は庄内川の整備進捗に合わせて見直しを行う。



令和7年6月には、特構事業の進捗状況（県道枇杷島橋の改築）を踏まえてポンプ運転調整要綱を改定。

	H13版	H17改訂	H26改訂	R7改訂
基準地点	一色大橋桁下高	一色大橋 (4.6kp)	枇杷島橋 (14.4kp)	JR在来線上流 (14.23kp)
基準水位	TP+3.42m	TP+4.2m	TP+8.00m	TP+9.10m (枇杷島水位観測所)
その他			河口部の宝神・当知は対象外とする	

河川水位の高い間は河川へ排水を実施しない
← ポンプ停止時間 →



運転調整のイメージ

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年6月18日
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所

庄内川での排水ポンプ場の運転調整ルールを改定
～県道枇杷島橋の架け替え工事の進捗状況を反映～

大雨により庄内川の支流の中小河川で水位が上昇した際、庄内川の水位がそれよりさらに高い場合には支流から自然に排水できなくなるため、ポンプ場で排水し、住宅地の浸水被害を軽減しています。
しかし庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われて水位が危険な高さまで上昇した場合には、ポンプ場の排水で水位が上昇することで越水又は破堤などがおこる危険を回避するため、ポンプ場の運転を停止することとしており、これを排水ポンプ場の運転調整といたします。
今回、県道枇杷島橋の架け替え工事の進捗に伴い、これまで最も低かった右岸堤防の嵩上げを行い、庄内川に以前よりも多くの洪水を流すことが可能になったため、令和7年6月1日から、基準地点、基準水位を変更し、庄内川排水ポンプ場の運転調整ルールを改定しましたのでお知らせします。

改定の情報は記者発表、事務所HPにて情報を発信

名古屋上下水道局 Nagoya City Waterworks & Sewerage Bureau

排水(あまみず)課 > 庄内川・新川下流系排水ポンプ運転状況

文字サイズ 中 大

庄内川・新川下流系排水ポンプ運転状況

令和8年2月9日 13:42現在 (5分毎に更新されます)

●お住まいの地域を担当する排水ポンプを、河川系地図から調べる

名古屋市上下水道局HPより

排水ポンプの運転情報や支川の防災情報は自治体のHPにて情報を発信

4. 河川の維持に関する事項 流域における危機管理対策の推進

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 9 流域における危機管理対策の推進＞

○流域対策については、整備計画策定以降、関係機関と連携・調整してきたところであるが、流域治水協議会において、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ流域治水の取組を加速化・深化させるため、令和6年2月19日に構成員・オブザーバーの44機関で「庄内川水系流域治水プロジェクト2.0」をとりまとめた。

土岐川・庄内川流域治水協議会

構成員 (34機関) 流域市町(18市5町)、岐阜県 県土整備部・都市建築部・林政部、愛知県建設局・農林基盤局、東海農政局、中部森林管理局、岐阜地方气象台、名古屋地方气象台、多治見砂防国道事務所、庄内川河川事務所

オブザーバー (10機関) 中部地方整備局 建政部・河川部、日本下水道事業団、中部電力(株)、中日本高速道路(株)、名古屋高速道路公社、岐阜県 農政部、森林整備センター、東海旅客鉄道株式会社、環境省

第14回土岐川・庄内川流域治水協議会(令和7年2月12日)



◆「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況について、参加首長の皆様から発表された。

◆「土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針」と流域治水協議会「流域治水プロジェクト」が連携し、防災・減災の取組を継続的に推進していくことを確認。

- 第1回 庄内川流域治水協議会の設立
庄内川水系流域治水プロジェクト[素案]の提示
- 第2回 庄内川流域治水プロジェクト[中間とりまとめ](案)の提示
指定区間を含めた本会議の拡充
- 第3回 リーディング地区での対策紹介
庄内川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討
- 第4回 各自治体の課題の抽出・検討状況報告
オブザーバーの位置付け明記(新規参画含む)
- 第5回 「庄内川水系流域治水プロジェクト」とりまとめ
- 第6回 防災まちづくりに関する取組報告
グリーンインフラの観点の追加確認
ロゴマーク作成、シンポジウム開催の決定
- 第7回 新規参画構成員(名古屋・岐阜地方气象台)・オブザーバー
(JR東海、環境省)の取組の共有

流域治水シンポジウム (流域治水MOVIE上映、基調講演、パネリストディスカッション、ロゴマーク)

- 第8回 ロゴマーク使用規程・使用ガイドラインの策定
- 第9回 グリーンインフラの取組を追加、実施状況フォローアップ
流域治水プロジェクトに基づく取組の「見える化」
- 第10回 自由研究の募集についての確認
- 第11回 土岐川・庄内川流域治水の自由研究の報告
実施状況フォローアップ
- 第12回 幹事会の設置
- 第13回 「庄内川水系流域治水プロジェクト2.0」とりまとめ
流域治水カード、流域治水学習ツール
- 第14回 流域治水プロジェクト実施状況フォローアップ

4. 河川の維持に関する事項 河川水の利用・渇水時の管理

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 河川の利用・2 渇水時の管理＞

- 庄内川の水利用は、農業用水、工業用水、水力発電として取水されている他、河川環境への配慮から名古屋市内を流れる堀川へ暫定導水(最大0.3 m³/s)を行っている。
- 河川流量は、低水基準地点である枇杷島において基準流量を概ね5m³/s と設定している。枇杷島等の基準点で基準流量を下回る場合は、小里川ダムより補給を行い流水の正常な機能を維持する。



堀川への暫定導水

- ◆堀川は名古屋城の築城とともに舟運のために開削された河川であり自己水源がないため、0.3m³/sを最大として暫定的に庄内川から導水が行われている。
- ◆暫定導水により堀川の枯渇や水質悪化を防ぎ、市民活動を行うための水辺空間の創出に繋がっている。

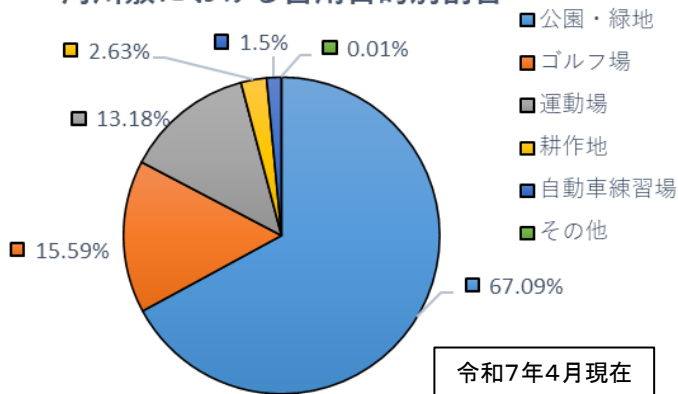


4. 河川の維持に関する事項 河川空間の適正な利用

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 1 河川空間の適正な利用＞

- 庄内川の高水敷は公園・緑地やゴルフ場など様々な利用がなされているため、許可受者に対して出水時の適切な占用工作物の撤去及び占用工作物の撤去訓練の実施を指導している。
- 不法投棄対策として、河川巡視の実施や注意喚起の看板設置などを行っている。
- また、出水後も随時パトロール等を行い、占用工作物等の原因者が明確な流出物を発見した場合は、原因者に対して回収等の指導を実施。

河川敷における占用目的別割合



ゴルフ場としての高水敷利用



許可施設の撤去訓練



公園としての遊水地の利用



看板設置による注意喚起



許可施設の撤去訓練

4. 河川の維持に関する事項 良好な自然環境の保全

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な自然環境の保全>

- 河川環境においては、河川における生息・育成・繁殖環境として重要な箇所を把握し保全するなど河川整備計画等に基づく河川環境の保全あるいは整備がなされるよう維持管理を行っている。
- 自然環境の状態把握のため、河川水辺の国勢調査等を中心として、継続的に河川環境調査を実施。

種別	実施項目	実施箇所	頻度	実施方法
河川環境調査	魚類調査	直轄区間	5年に1回	現地調査
	底生動物調査	直轄区間	5年に1回	現地調査
	植物調査	直轄区間	10年に1回	現地調査
	鳥類調査	管理区間	10年に1回	現地調査
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	直轄区間	10年に1回	現地調査
	陸上昆虫類等調査	直轄区間	10年に1回	現地調査
	河川環境基図作成	直轄区間	5年に1回	図面作成 現地調査
	河川空間利用実態調査	直轄区間	概ね5年に1回	現地調査

4. 河川の維持に関する事項 良好な自然環境の保全

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な自然環境の保全>

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を国土交通省が支援する制度。
- 河川法に基づき、庄内川河川事務所では11団体が河川協力団体に指定されており、河川美化、河川環境調査、環境教育等の活動を継続的に行っている。

◎庄内川河川事務所の河川協力団体：11団体

(一社)庄内川災害対策協会の、河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ、清須・あま・大治かわまちづくり協議会、(公財)河川財団、庄内川・川ナビ歩こう会、土岐川・庄内川流域ネットワーク、NPO法人明るい未来のある地域づくりを進める会、NPO法人土岐川・庄内川サポートセンター、藤前干潟クリーン大作戦実行委員会、矢田・庄内川をきれいにする会、小里川ダム里山教室

庄内川まつり「第51回魚釣り大会」

主催：矢田・庄内川をきれいにする会



事務所Xで情報を発信

4. 河川の維持に関する事項 良好な景観の保全

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 3 良好な景観の保全＞

○毎年、春と秋の2回「藤前干潟クリーン大作戦」(主催:藤前干潟クリーン大作戦実行委員会)として、地域の方々をはじめ、市民団体や企業、学生ボランティアなどの地域と一体になって、河川清掃を実施。



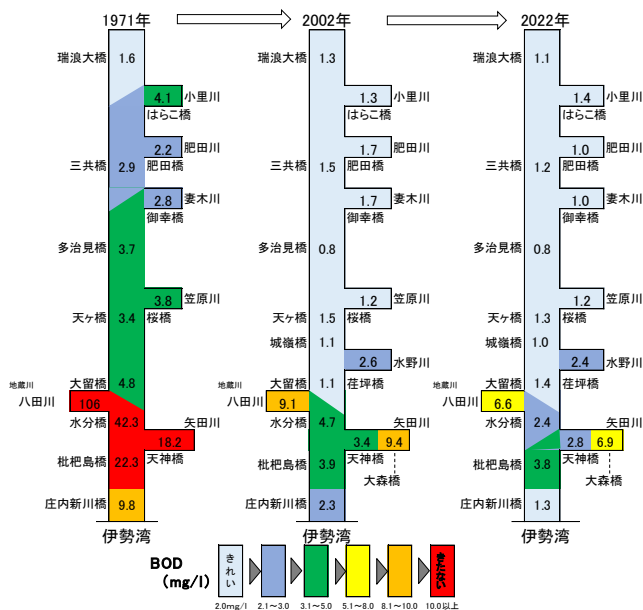
4. 河川の維持に関する事項 水質の保全、監視

＜庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の保全、監視＞

- 枇杷島水質自動観測所において、自動水質監視装置により、水温、pH、導電率、溶存酸素(DO)、濁度等の項目について年間を通し計測を実施。
- 庄内川の水質は昭和20年代～40年代にかけて陶磁器原料や工場等の排水、生活雑排水の流入により悪化していたが、水質汚濁防止法(昭和45年)による排水規制や下水道整備等を推進し、現在は環境基準を達成。令和2年3月31日には、愛知県で庄内川水域において水域類型を見直しを実施。

水質観測地点：8箇所(庄内川河川事務所所管)

番号	地点名	河川名	所管事務所	河口からの距離(km)	位置	観測方法
1	多治見	ショウナイガワ庄内川	庄内川	49.30	岐阜県多治見市本町	採水
2	城嶺橋	ショウナイガワ庄内川	庄内川	40.10	愛知県瀬戸市定光寺町	採水
3	大留橋	ショウナイガワ庄内川	庄内川	33.80	愛知県春日井市大留町	採水・底質
4	水分橋	ショウナイガワ庄内川	庄内川	21.90	愛知県名古屋守山区瀬古川西	採水・底質
5	枇杷島橋	ショウナイガワ庄内川	庄内川	14.40	愛知県清須市西枇杷島町南問屋	採水・底質
6	枇杷島	ショウナイガワ庄内川	庄内川	15.20	愛知県名古屋市西区南堀越2丁目	自動
7	庄内新川橋	ショウナイガワ庄内川	庄内川	0.90	愛知県名古屋市港区宝神町	採水・底質
8	天神橋	ヤダガワ矢田川	庄内川(合流点)	5.10	愛知県名古屋守山区山川田	採水・底質



水域類型：河川や湖沼等の水域ごとに利水の目的に応じて定められた環境基準。河川はAA～Eまでのランクで指定される。それぞれ、水素イオン濃度、BOD、COD、DO、大腸菌、SSなどの項目で基準が定められている。



昭和46年頃の庄内川



令和元年の庄内川

昔と今の庄内川の様子

BOD(生物化学的酸素要求量)の経年変化

【水域類型見直しの状況】

- 令和2年3月31日、愛知県が環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、庄内川等水域の生活環境保全に関する水質環境基準の水域類型を。
 - ・ 庄内川中流(1) 城嶺橋 類型B → A
 - ・ 庄内川中流(2) 大留橋、水分橋 類型D → C
 - ・ 庄内川下流 枇杷島橋、庄内新川橋 類型D → C

4. 河川の維持に関する事項 水質事故への対応

<庄内川河川整備計画 第4章 第3節 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 5 水質事故への対応>

- 庄内川水系では、水質事故※が発生した場合は、「庄内川水系水質保全連絡協議会」を通じて、速やかに関係機関に通報すると共に、事故発生状況に関わる情報収集を行い、必要に応じてオイルフェンスなどを用いた対応を行っている。
- また、水質事故に備えて庄内川支川や用水路等で油流出等による水質事故が発生した場合を想定し、支川等を管理する庄内川流域自治体職員向けに毎年、庄内川水系水質保全連絡協議会主催の現地対策訓練を実施。

※水質事故とは、河川への廃棄物の不法投棄、工場等における機器等の破損や人為的な誤操作に起因する油類や化学物質の流出による事故のことであり、水生生物への影響や水道水の取水ができなくなるなどの社会的にも大きい影響を及ぼす恐れがある



オイルフェンスによる水質事故対応



オイルフェンスの展張訓練
現地対策訓練の様子

発生日	発生箇所（事象）	対応期間
R7.7.29	名古屋市・矢田川（物質浮遊）	1日
R7.8.29	恵那市・大坪川（排水・汚泥等）	1日
R7.9.4	土岐市・笠原川（排水・汚泥等）	1日

令和7年度水質事故発生状況

4. 河川の維持に関する事項 小里川ダムでの維持管理

4. 河川の維持に関する事項 小里川ダムでの維持管理

- 小里川ダムは洪水調節機能を有する直轄の多目的ダムとして、平成16年に完成し、その年から運用を開始。
- 小里川ダムには、3つの目的があり、適切に役割を果たせるよう維持管理を行っている。

【小里川ダムの目的】

① 防災操作

大雨時にダムよりも下流で川があふれないように、ダムに流れ込んでくる水量の一部を貯水池に貯めて、ダムから下流へ流れる水量を減らす。

② 流水の正常な機能の維持

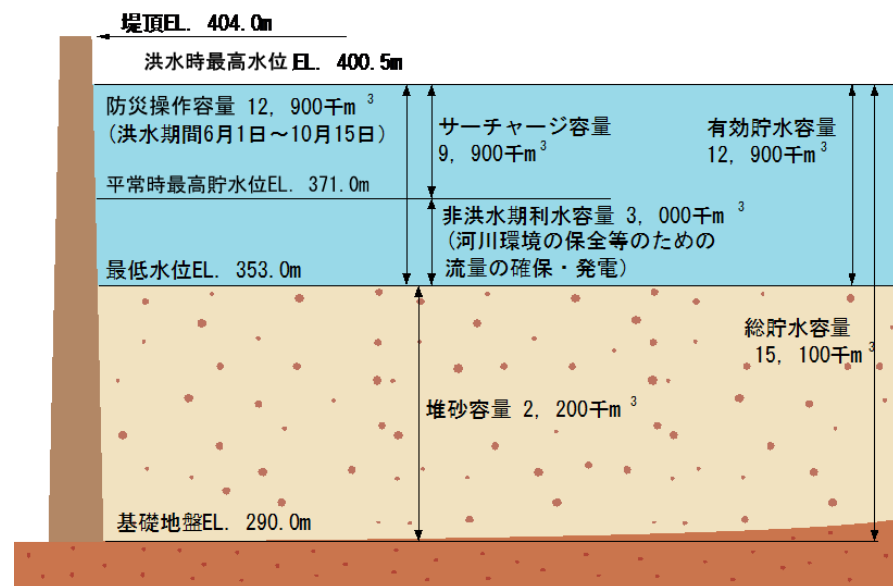
川の水を美しく保ったり、生物を絶やさないために、一定以上の水量を常に確保して川に流す。

③ 発電

中部電力（株）によって、ダム下流に設けられた発電設備により、最大使用水量で3.0m³/sを利用して、最大出力1,800kW（約600世帯）の水力発電を行っている。



小里川ダム



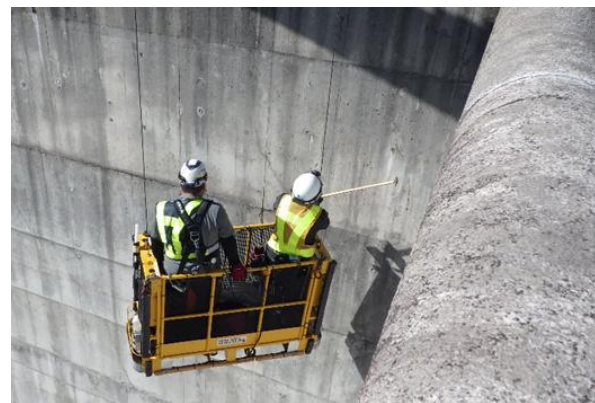
貯水池容量配分図

4. 河川の維持に関する事項 小里川ダムでの維持管理

- 貯水池の樹木伐採や流木等の塵芥処理、施設の点検・修繕を実施し、洪水調節機能等の維持を行っている。
- 小里川ダム堆砂量は、計画堆砂量未満で推移しており、堆砂の進行に伴う問題は生じていないため、今後も、大規模洪水発生後の堆砂状況等に留意し、引き続き堆砂測量等の管理を継続。
- また、上流の水を直接下流に放流する「バイパス管」や、ダム表層の水をかきまわしてアオコの発生を防ぐ「表層循環設備」を設置し、小里川ダムの水質対策を実施。

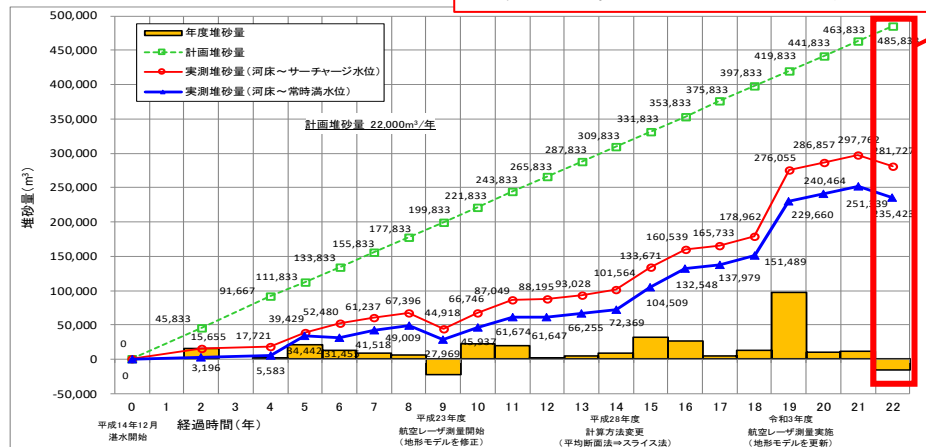


流木等の塵芥処理作業



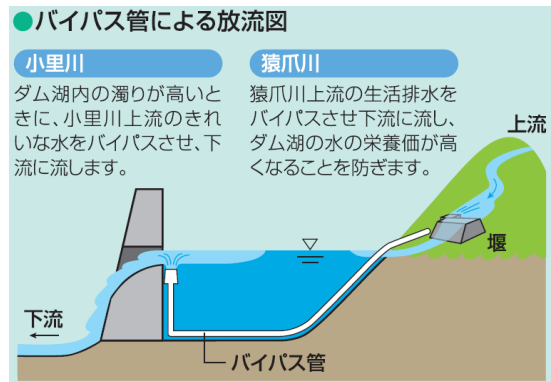
ダム施設の点検・修繕作業

小里川ダムの堆砂状況



湛水より22年経過し、計画堆砂量が約48万m³に対し現在の堆砂状況は約28万m³となっている。

小里川ダムの水質保全対策施設

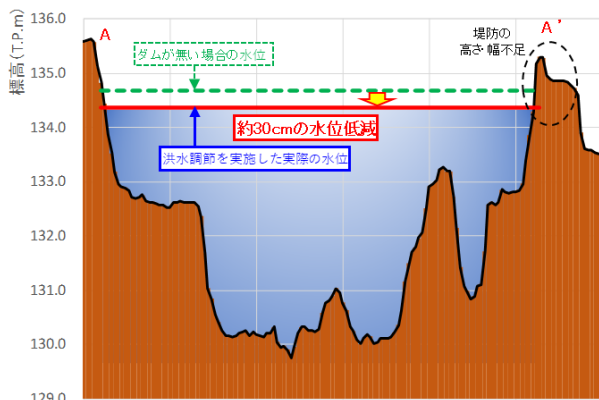


●小里川表層循環設備
ダム表層の水を噴水などで乱すことにより、ダム湖内でのアオコの発生を防ぎます。

4. 河川の維持に関する事項 小里川ダムでの洪水調節

- 令和3年8月13日～8月15日の前線に伴う大雨により、小里川ダム地点で最大流入量約300m³/s(運用開始以降最大)を観測。
- 小里川ダムの洪水調節(防災操作)により、ダムに洪水を貯留し、下流へ流れる洪水の量を最大約220m³/s軽減。
- ダムの洪水調節により、土岐市泉町河合地先では約30cm水位低減があり、破堤リスクの低減が図られたと推定している。仮に堤防が決壊した場合、最大で約60戸の家屋等が浸水したと想定される。

■岐阜県土岐市泉町河合地先(庄内川59.0k付近)



■小里川ダム洪水調節図(R3年8月13日～15日)

